

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1	設置の趣旨及び必要性	p.1
	(1) 兵庫大学の沿革	
	(2) 設置の趣旨及び必要性	
	(3) 教育研究上の目的	
	(4) 養成する人材像	
	(5) 学位授与の方針	
	(6) 修了後の進路	
	(7) 看護学研究科博士課程および博士後期課程が研究対象とする中心的な学問分野とその理由	
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	p.14
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	p.15
	(1) 研究科専攻の名称	
	(2) 学位に付記する専攻分野の名称	
	(3) 研究科および学位の英訳名称	
4	教育課程の編成の考え方及び特色	p.16
	<博士前期課程>	p.16
	(1) 教育課程編成の方針 (カリキュラム・ポリシー)	
	(2) 教育課程編成全体の体系	
	(3) 修了要件	
	<博士後期課程>	p.26
	(1) 教育課程編成の方針 (カリキュラム・ポリシー)	
	(2) 教育課程編成全体の体系	
	(3) 修了要件	
5	教員組織の編成の考え方及び特色	p.32
	(1) 教員組織編成の考え方	
	(2) 教員組織体制	
	(3) 教員年齢構成	
6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	p.36
	(1) 教育方法	
	(2) 履修指導	

	(3) 研究指導	
	(4) 修了要件	
	(5) 社会人学生への配慮	
7	施設、設備等の整備計画	p.46
	(1) 校地校舎の整備計画	
	(2) 校舎等施設の整備計画	
	(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	
8	基礎となる学部及び博士前期課程と博士後期課程との関係	p.47
	(1) 既設学部との関係	
9	入学者選抜の概要	p.49
	(1) アドミッション・ポリシー	
	(2) 選考方法等	
	(3) 出願資格審査	
	(4) 入学定員	
	(5) 社会人、障害を有する人への対応	
10	「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施	p.52
	(1) 修業年限	
	(2) 履修指導及び研究指導の体制	
	(3) 授業の実施方法	
	(4) 教員の負担の程度	
	(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮	
	(6) 入学者選抜の概要	
	(7) 必要とされる分野であること	
	(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況	
11	管理運営	p.54
	(1) 大学運営会議	
	(2) 研究科委員会	
	(3) 研究倫理委員会	
12	自己点検・評価	p.56
13	情報の公表	p.56
14	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	p.59

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 兵庫大学の沿革

平成 7 年に兵庫県東播磨地域における唯一の高等教育機関として創設された兵庫大学は、建学の精神である「和」を育む仏教主義に基づく大学として、教育基本法及び学校教育法に則り、専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、あわせて有為の人材を養成することを目的としている浄土真宗本願寺派の宗門関係学校である。本学が属する睦学園では、学園の基本目標として、「地域に愛される睦」「質を重視する睦」を掲げ、現在、兵庫県内に 3 つのキャンパス（加古川・須磨・高倉台）と 7 つの学校（2 幼稚園・1 中学校・2 高等学校・1 大学・1 短期大学）を有する総合学園として、地域に根差した発展を続けている。

本学においては、建学の精神である「和」を体現するために「感謝・寛容・互譲」を学園訓として教育に取り組み、人間形成と人材育成を行っている。開学以来、学部学科の設置、改組を行いながら、地域社会の発展に寄与することのできる人材を育成してきた。

兵庫大学の沿革

平成 7 (1995)年	兵庫大学設置 経済情報学部経済情報学科設置
平成 11 (1999)年	兵庫大学大学院経済情報研究科（経済情報専攻）設置
平成 13 (2001)年	健康科学部栄養マネジメント学科、健康システム学科設置
平成 18 (2006)年	健康科学部に看護学科を増設 保健師学校、看護師学校の指定認可
平成 20 (2008)年	生涯福祉学部社会福祉学科設置
平成 25 (2013)年	生涯福祉学部にこども福祉学科を増設
平成 28 (2016)年	現代ビジネス学部現代ビジネス学科設置
平成 29 (2017)年	看護学部看護学科設置（健康科学部看護学科からの改組）

本学の看護教育は、平成 18 年 4 月に健康科学部看護学科を設置したことに始まる。加古川市で四半世紀に亘り看護教育を担ってきた加古川市看護専門学校の開校に伴い、加古川市及び一般社団法人加古川医師会（当時：加古川市加古郡医師会）から本学へ、地域の看護師養成機関としての看護学科設置に関する要請があった。その要請に応え、①少子高齢化への対応、②人権尊重を柱とした生活の質向上、③心身の健康、④社会貢献、の 4 点に対応した人材を養成する学科として、健康科学部看護学科を設置した。

本学健康科学部看護学科の設置及び教育運営にあたり、加古川市及び加古川医師会からは、実習先としての協力支援等を受け、地域とともに歩んできた。本学卒業生は地域医療現場を支える人材として、各施設や行政機関等で専門職者として活躍している。

現在、超高齢社会の到来による人々の生活基盤と疾病構造の変化、医療の急速な進歩、地域包括ケアに対応した新しい視点としての地域医療など、看護を取り巻く環境は著しく変化している。開設より 10 年を経て、今後必要とされる看護の役割に養成機関として一層対応していくため、平成 29（2017）年 4 月に健康科学部看護学科を看護学部看護学科に改組した。

このたび本学は、超高齢社会とともに訪れる多死社会において、より一層複雑化、多様化する住民ニーズに対して、住民の QOL 並びに QODD (Quality of Dying and Death) の向上を目指し、そのために保健医療・福祉や関連する学際的分野の学問から創出した「看護の知」を活用し、看護実践ができる高度看護専門職者、また深い専門的な知識と卓越した実践能力を有し、かつ看護活動を科学的かつ客観的に捉える研究的視点を持ち、「看護の知」を自ら探求し開拓することができる、高度看護専門職者、看護教育者及び看護研究者を育成するため、看護学研究科看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）を新たに設置しようとするものである。（表 1）

表 1 看護学研究科看護学専攻の学生定員

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	6	12
		博士後期課程	4	12
合 計			10	24

（2）設置の趣旨及び必要性

1）本学の使命（ミッション）から見た必要性

本学では、教育運営面における個性化と管理運営面における経営効率化を促進することを目指し、第一次中期計画（計画期間：平成 22（2010）年から平成 26（2014）年の 5 年間）を策定し、大学のあるべき姿として「兵庫大学の使命（ミッション）」を以下のとおり定めた。

「兵庫大学の使命（ミッション）」

- ・「和」の精神に基づく情操教育を基盤に、教養教育と専門教育による個性豊かな人間形成と有為な人材育成をめざす。
- ・幅広い職業人教育を展開し、きめ細かい職業人教育と進路指導を行うことにより、学生ののびしろを最大化する教育をめざす。
- ・地域の生涯学習機会の拠点として社会人の受入れ推進と地域社会への貢献をめざす。

現在は、第二次中期計画「Vision 2019」（計画期間：平成 27（2015）年から平成 31（2019）年の 5 年間）を展開しており、第一次中期計画で定められた「兵庫大学の使命（ミッション）」に加え、「めざす大学像」として「人に寄り添う人間愛教育を基盤とし

た大学づくりーイノベティブなヒューマンサービスの人材養成を目指してー」を掲げ、大学のいっそうの個性化に向けた教育研究活動を展開している。ここでは、社会に対して提供されるヒューマンサービスにおいて、専門職が有する機能と役割をいかしつつ、互いの良さを引き出すことで、新たな価値を生み出し、人に寄り添い、人を育み、人を支え、社会変革を促すような人材の育成を目指している。この「めざす大学像」を具現化するための実行目標の一つとして、「教育研究の高度化推進」を掲げ、大学院研究科の設置を機関決定し、段階的にその計画を進めてきた。

また、(1) 兵庫大学の沿革に示すとおり、本学看護学科は地域の要請を受け設置したものであり、その後の教育運営において、地域より多大な支援を受け、現在に至っている。

2) 「少子・超高齢社会」と「長寿社会」から見た必要性

我が国の人口ピラミッドは、70年前には若年者が多い「富士山型」であったが、出生率・死亡率は漸次低下するとともに、高齢者割合が増大し、現在、69歳～71歳と44歳～47歳を中心とした2つの膨らみを持つ「つぼ型」となっている。65歳以上人口は、平成27(2015)年には、3,387万人(26.6%)であったのが、平成37(2025)年には30.0%、平成77(2065)年には38.4%と増加していくと予測されている(2017年：人口問題研究所)。65歳以上の者のいる世帯は、2,378万7千世帯と、全世帯の47.2%を占め、そのうち夫婦のみ世帯は32.5%(773万1千世帯)、単独世帯は26.4%(627万人)と増加傾向にあり、家族内の人数の減少に伴い、家族機能及び地域社会機能の低下が指摘されている。我が国の保健医療の課題としては、高齢者の医療・介護とそれに伴う国民医療費の増加など多くの問題があるが、超高齢社会とその延長線上にある多死社会において、人生の終末期をどこで、どのようなプロセスで、どのような支援を受けて迎えるかというエンドオブライフ・終末期医療も、大きな課題の一つである。

一例では、現在(平成30年)の年間死亡者は130万人(死亡場所としては病院で約8割、自宅・自宅系施設で約2割)であるが、進行中の医療制度改革では、地域密着型病床数の減少が予想されている。今後も死亡数は増加し、平成47(2035)年には170万人となると予測されていることから、今後増加する40万人分の死亡場所は、病院以外の自宅・自宅系での死亡となることが予想される。少子高齢・多死社会は、医療とケアの需要増大という問題に対して、逼迫する財政予算や労働力の中で、高齢者とその後の終末期を支えていくという困難な課題に直面している。

一方、平均寿命は平成29(2017)年には男81.09歳、女87.26歳と世界のトップクラスとなり、多くの人々が長い人生を全うし、人としての自分自身の最期のありようを考えることができる長寿の時代となった。世界に先立ち長寿社会を実現した我が国が、本当の意味での豊かな社会となるためには、人々が人生の最期まで、「生活の質(Quality of Life、QOL)」と「死にゆく過程と死の質(Quality of Dying and Death、QODD)」の高い社会の実現が求められる。よって、本研究科では、この課題解決に貢献するため

の看護専門教育として「エンドオブライフケア看護学」の観点を取り入れ、高い QOL 及び QODD を保ちながら生きていくための科学的根拠と「看護の知」を創造し、科学として発展させ、実践していくための教育研究を行う。

【資料 1 平成 29 年 国民生活基礎調査の概況（抜粋）】

【資料 2 平成 29 年（2017）人口動態統計（確定数）の概況（抜粋）】

3) 成熟した長寿社会における看護教育から見た必要性

看護教育は、これまで主としてライフサイクル全体の救命・延命の医療を中心に組み組んできた。しかし、人口構成が変化した現在、エンドオブライフ期のケアという新たな健康問題が医療・看護・介護に投げかけられており、これまでのケアからケアへのシフトが必要となってきた。看護職者においては、死という最終点まで「生きる」ことへの支援が求められるが、ケアの対象者の死亡に至るまでの時間の長短、背負っている過去と現在、対象者やその家族の生と死に対する考え方は多様である。看護職者の取り組みは、この多様性と個性を理解することから始まる。看護職者は、多様な個性に向き合う時に困難が生じることもあり、支援する個人の多様性に適切に対応するためには、精神の柔軟性が必要とされる一方で、確固とした知識、思考、態度、技能、価値観も必要である。そのためには、従来の医学、看護学に加えて臨死学のような学際的な知が必要となる。多様性の中で一人の個性として理解されることで、ケアを受ける者は、心の安らぎと苦痛の緩和が得られ、療養の主体を貫きやすい環境においてスピリチュアルペインを癒し、QOL と QODD を高めたその人らしい生活を継続することができるようになる。

我が国は、今日の少子・超高齢社会への対応のため、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケアシステムの構築を推進している。例えば、高齢者が自宅を生活の終着点と定めたならば、地域で最後まで生ききるその人の選択を支えていくことが、看護職者の役割となる。家族や縁ある「逝く人」のエンドオブライフケアに関わり、自宅や地域で最期までその人の看取りを行うという行為は、残る家族や縁ある人が命を受け継ぎ、自らの人生を生きていくことにもつながる。看護職者は、ケアの対象とその家族との間に、生・命・老い・病・死の課題を共有していくプロセスを通じて、地域の人々の生活や文化にも密接に関わっていくことになる。よって、本研究科では、看護専門職者として、地域の多職種・多機関と連携し協働することで、地域に根差した安心できるケアシステムの構築及び向上に貢献できる人材を養成する。

4) 地域の保健医療計画における対応から見た必要性

本学の所在する兵庫県において、平成 30（2018）年 4 月に改訂された「兵庫県保健医療計画」には、すべての県民が住み慣れた地域で「生涯いきいきと安心して暮らせる

社会」を実現するための基本理念として、次のことが掲げられている。

①医療と介護の一体化・連携

病気や障害を持っていても、住み慣れた自宅や地域で人間としての尊厳を持って、いきいきと暮らしていけるよう、診療所と病院など医療機関相互や介護事業所等との連携、退院時や在宅医療を受ける際の医療・看護・介護サービス事業所・介護支援専門員等の連携をはじめとして、医療・介護が一体的に提供される体制を構築する。

②医療・介護人材の総合的確保と質の向上

高齢化に伴い、医療・介護をとともに必要とする県民の増加が予想されることから、増加する医療・介護需要の提供に不可欠となる医療従事者と福祉・介護人材の総合的確保に向けた取組みを推進し、職場環境を改善するとともに、専門的な技術研修や多職種研修など質の向上を図る。地域において県民が安心して生活できるよう、医師をはじめとした地域の医療を支える人材の確保・育成を図る。特に、県内勤務医師の量的確保、医師の偏在対策を実施するとともに、医療の高度化・専門分化、在宅医療のニーズにも対応できるよう歯科医師や看護師、薬剤師をはじめとした医療従事者の確保を図る。また、居宅・施設の介護サービスを担う人材、医療提供と介護サービスの連携を担う人材の養成・確保を図るため、福祉・介護人材の確保・定着の両面から施策を展開する。

③良質で効率的な医療提供体制の確立（機能分化と連携）

すべての県民が安心して適切な医療が受けられ、早期に在宅に復帰できるよう、救急医療、小児医療、がん医療、脳卒中対策など、疾病・事業ごとに、地域における医療体制の確保を基本とし、医療機関の機能分担と連携を進めることにより、質が高く県民・患者にも分かりやすい医療提供体制の充実を図る。

以上のように、「兵庫県保健医療計画」では、保健・医療・福祉の連携体制を強化し地域の医療を支える人材の確保・育成を掲げている。加えて、地域医療構想においては、2025年の訪問診療需要見込は、2017年に比べ139%に増加すると想定されており、医療・介護が連携し、在宅医療提供体制を充実することを掲げている。地域別の人口10万人あたりの在宅医療体制を見ると、本学の卒業生を多く輩出している東播磨地域（全年齢630人、65歳以上2,561人）、北播磨地域（全年齢823人、65歳以上2,915人）中播磨地域（全年齢713人、65歳以上2,861人）、西播磨地域（全年齢863人、65歳以上2,991人）では、在宅医療患者数は、他地域に比べ低い傾向にある。（表2）

表2 人口10万人あたりの在宅医療患者数（2013年、人/日）

	圏域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	兵庫県
全年齢	実数	16,765	10,722	5,832	4,509	2,308	4,140	2,312	1,917	1,063	1,474	51,040
	(10万人比)	1,088	1,041	801	630	823	713	863	1,092	976	1,056	917
うち 65歳以上	実数	16,038	10,128	5,537	4,195	2,167	3,867	2,189	1,830	1,024	1,396	48,371
	(10万人比)	4,312	4,311	3,308	2,561	2,915	2,861	2,991	3,308	3,168	3,161	3,576

※兵庫県保健医療計画（第4部）5疾病5事業及び在宅医療の医療連携体制の構築

（107頁より抜粋）

本学では、開学以来、社会のニーズに応える大学として、地域社会の発展に寄与することを重視しており、本研究科の設置にあたっては、一貫してこの目的を追求する。兵庫県の地理的理由から生じる地域特性を踏まえ、すべての県民が安心して暮らせる医療体制の充実に対応するため、本学が所在する兵庫県西部を中心として、多職種を含む保健・医療・福祉の連携ができる地域の医療を支える人材を育成していく。

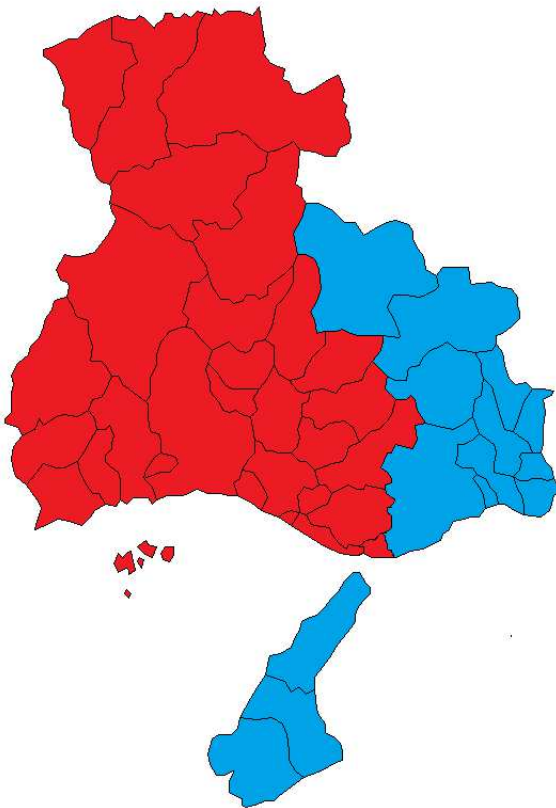
【資料3 兵庫県保健医療計画の改定（H30.4）の概要】

5) 兵庫県の地勢と看護系大学の設置状況から見た必要性

（兵庫県の地勢と東西の区分）

兵庫県の人口は5,484,958人（兵庫県推計人口平成30年4月1日現在）で、南部は瀬戸内海、北部は日本海に接した、8,396km²の広大な県域となっている。明石市東部及び神戸市西区は明石川流域にあり、加古川と六甲山系、美囊川（加古川水系）で区切られた丘陵地域（印南野台地）を形成し、三木市の丘陵地と連続性を成している。この地勢を背景に交通網と文化的生活圈が発達した歴史があり、旧国名の経緯から東西に県域を大きく2分割する見方が可能である。東部地域は旧摂津国、旧丹波国、旧淡路国から、西部地域は旧播磨国、旧但馬国の地域を含んでいる。なお、兵庫県の行政区分では、広大な播磨国を4分割し、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨の4つの県民局を配置している。

図1 兵庫県の地域区分



(東部地域と比較しての西部地域の住民ニーズと医療サービスの提供状況)

上述の区分にて兵庫県を東西に分割した場合、住民の状況を見てみると、西部地域の人口は平成27年度国勢統計で約246.4万人、東部地域は約307万人である。全県に占める人口の比率は44.5%と55.5%であるのに対し、面積比は7対3である。つまり、西部地域の人口密度は低い。つまり、住民の生活圏が広い。高齢者率は西部地域で27.0%、東部地域は26.5%であり、ほぼ等しいが西部地域の住民はケアサービス等を受けるためにより移動時間を要する。

さらに医師の偏在も問題である。平成28年の医師・歯科医師・薬剤師調査によると、兵庫県に勤務する13,979人の医師の内、東部地区には9,195人、西部地区には4,784人で65.8%と34.2%の比率であり、また人口1000人あたり医師数は、東部地域が2.99人に対し、西部地域は1.94人と全国平均の2.4人と比べてやや少ない。

表3 機能別の病床数比率

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
東部地域	14.7%	46.5%	10.9%	27.8%
西部地域	6.7%	56.0%	13.2%	24.1%
全 国	13.6%	46.8%	11.1%	28.4%

病床機能別の病床数比率を表に示すと、西部地域は急性期の割合が高いものの、高度急性期、慢性期の比率が低く、東部地域は全国平均とほぼ等しい。(表3)

また、西部地域は、図1のように広範囲であることから、ベッドタウンや工業集積地域、中山間地域等を有しており、生活者は親類縁者が近傍に存在しない核家族、3世代同居世帯など様々である。西部地域の多様な生活者のニーズに応えるためには、地域の多職種・多機関と連携し協働することで、地域住民の生活の質の向上に貢献できる高度な看護専門職者が必要といえる。

(東部・西部地域別看護系大学と大学院の施設数と養成定員)

看護系大学と大学院の関連をみると、兵庫県内の看護師養成大学は15校あり、西部地域の設置は、6校/15校中(40.0%)で、修士課程は4校/11校中(36.4%)、博士は3校/8校中(37.5%)である。(表4)

また、看護系大学における「学士」養成数の県合計は1,310人であり、そのうち西部地域の県全体に占める割合は、530人/1,310人=40.5%、「修士」養成数の西部地域の割合は43人/165人=26.1%、「博士」養成数は12人/49人=24.5%と、大学院教育においては、西部地域の養成施設・養成学生数とも東部に比べ少ない。

また、学士課程の入学定員に対する修士課程及び博士課程の入学定員の養成学生数の割合では、東部地域では、学士課程の入学定員780人に対して修士課程の定員の割合は約15.6%、博士課程の定員の割合は4.7%であるが、西部地域では学士課程入学定員530人に対して、修士定員は8.1%、博士は2.3%と少なく、教育課程が修士課程・博士課程となるにつれて設置校数、学生数が少ない状況にある。

表4 兵庫県内の看護系大学院一覧

区分	地域	機関数		
		学士課程	修士課程	博士課程
東部	神戸地域	6	5*	4*
	阪神北地域	0	0	0
	阪神南地域	2	1	1
	丹波地域	0	0	0
	淡路地域	1	1	0
	東部 計	9	7	5
西部	東播磨地域	2	1	1
	中播磨地域	2	1	1*
	北播磨地域	1	1	0
	西播磨地域	1	1	1
	但馬地域	0	0	0
	西部 計	6	4	3

参考：一般社団法人 日本看護系大学協議会 平成30年度会員校(大学院一覧)

平成 31 年度開設予定の大学の設置等に係る答申について（平成 30 年 10 月 31 日）

*神戸地区の修士課程 1 校、博士課程 1 校及び中播磨地域の博士課程は平成 31 年 4 月開設予定

以上の考察から、兵庫県西部地域の住民の健康ニーズに対応していくためには、本学（加古川市）が位置する兵庫県西部地域に博士前期課程と博士後期課程を整備することの意義は大きいと言える。

【資料 4 兵庫県内看護系大学・大学院一覧】

6) 卒業者の出身地と就職実績から見た必要性

本学は平成 18（2006）年の健康科学部看護学科の開設以来、多くの看護専門職者を輩出してきた。看護学研究科を設置する平成 32（2020）年には、卒業者数は約 780 人となる予定である。就職実績としては、平成 30（2018）年度卒業者の就職見込を含め、本学卒業者の兵庫県内への就職者は累計 521 人となる予定であり、その内訳は特に本学の所在する東播磨地域が 33.21%と最も割合が高く、次いで神戸地域 32.24%、中播磨地域 11.52%となっており、兵庫県内を中心として、看護専門職として従事している。

（表 5）基礎となる学部である看護学科を開設して 13 年が経過し、多くの卒業者が各地で活躍しており、さらに看護学の高度化を図るため、大学院へ進学することを希望する卒業者に対し、看護の質を高める高度な教育機会の提供のニーズが高まっている。

本学の卒業者は、本学への通学が十分可能な地域出身者が多いことから、本学に大学院を設置することは、地域の看護の質を高める上で有益であるといえる。また、兵庫県は公共交通機関及び道路網が発達していることから、県内のほぼ全域からの本学への通学は可能であり、大阪府などの県外からの通学も可能である。

表 5 看護学科卒業生の兵庫県内就職者数（平成 31 年 2 月現在）

地域	就職者数 (人)	割合 (%)
神戸地域	168	32.24
阪神北地域	8	1.53
阪神南地域	42	8.06
丹波地域	6	1.15
淡路地域	7	1.34
東播磨地域	173	33.21
中播磨地域	60	11.52
北播磨地域	45	8.64
西播磨地域	8	1.54
但馬地域	4	0.77
計	521	100%

7) 東播磨地域有識者会議から看護学研究科での人材育成の要望

本学の「看護学研究に期待する人材とは」と題して、平成 30 (2018) 年 3 月 26 日、本学が所在する加古川市において東播磨地域における各機関の代表者による有識者会議を開催した。出席者は、地域の保健医療福祉分野の代表者である東播磨県民局長、加古川市福祉部長、加古川医師会長、介護保険運営協議会委員長、加古川市民病院機構理事(看護師)である。同会議では、大学院看護学研究科の設置にあたり、次の 3 種の人材育成の必要性が指摘された。

- ・ 高度看護専門職として、倫理観と教養を持った看護師、前向きに仕事に取り組む看護師
 - ・ 退院後に地域で生活することを想定し、何故人にとってゴールなのかを見据えた支援ができる人材、在宅や施設などで緩和ケア、看取りのケアができる人材
 - ・ 多職種と協働しつつ、地域医療をマネジメントし、包括ケアシステムを推進できる人材
- また、大学院看護学研究科に対しては、以下の要望が出された。
- ・ 地域と大学が協働して、フィールド活動や研究などの活動をしてほしい
 - ・ 卒業生の現場での疑問・課題などについて、継続教育を受ける大学院を設置してほしい

このことを踏まえ、本学では、共通科目において看護倫理や、保健医療福祉学、エンドオブライフケアに関する科目を配置するなど、東播磨地域の保健医療福祉分野の要望に応える人材を育成する。

【資料 5 兵庫大学の看護学教育に関する東播磨地域有識者会議議事録要旨】

【資料 6 兵庫大学大学院看護学研究科(博士前期課程・博士後期課程)の概念図】

以上の点を踏まえ、生活する人々を支援するために専門領域における深い学識と高度な専門的技術を持つ看護専門職者、質の高い看護実践を支える教育者および、科学的視点をもって健康課題を問題提起できる研究者を育成する「看護学研究科(博士前期課程)」の設置が必要である。また、健康課題を解決するための実践の知を検証し、独立して研究できる研究者および教育者を育成する「看護学研究科(博士後期課程)」の設置が必要であるとの結論を得た。

以上の理由により、本学は平成 32 (2020) 年 4 月に、看護学研究科看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程の設置を計画する。

(3) 教育研究上の目的

本研究科では、超高齢社会とともに訪れる多死社会において、より一層複雑化、多様化する住民ニーズに対して、住民の「QOL」並びに「QODD(Quality of Dying and Death)」の向上を目指し、そのために保健医療・福祉や関連する学際的分野の学問から創生した「看護の知」を活用し看護実践ができる高度看護専門職者、また深い専門的知識と卓越した実践能力を有し、かつ看護活動を科学的かつ客観的に捉える研究的視点を持ち、

「看護の知」を自ら探究し開拓することができる、高度看護専門職者、看護教育者及び看護研究者を育成する。

(4) 養成する人材像

「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成17年9月5日 中央教育審議会答申）には、大学院に求められる人材養成機能として、以下の4つを挙げている。

- ①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- ②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- ③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- ④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の教員

加えて、博士、修士課程の目的について、以下のように示されている。

【博士課程】研究者として自立して研究活動を行うに足る又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

【修士課程】幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を養う。

また、「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究報告書（平成26年3月）」（一般社団法人日本看護系大学協議会）では、博士前期課程（修士課程）、博士後期課程において修得すべき能力を以下のとおり示した。

看護系大学院博士前期課程(修士課程)で修得すべき能力

- I. 看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用する
- II. 看護の対象（個人・家族・集団・地域）に対して、高度な看護を実践する
- III. 看護実践やケア環境の質の改善に向けて取り組む
- IV. ケアが提供されている組織やシステムを分析し、ケア環境を改善する
- V. リーダーシップを発揮し、ケア提供の場や人的環境を整える
- VI. 専門性の相違を尊重した上で多職種間の協働を推進する
- VII. 現行の法律・制度・政策が健康と看護に与える影響を分析し、解決策を提案する
- VIII. 看護学の発展に寄与できる教育環境づくりに取り組む
- IX. 倫理的・文化的感受性を持ち、専門職としての責務を果たす
- X. 看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成する

看護系大学院博士後期課程で修得すべき能力

- I. 看護哲学を追求する
- II. 知識や技術を創造する

- Ⅲ. 発言力をもつ
- Ⅳ. 変革力をもつ
- Ⅴ. 次世代を育てる教育力をもつ
- Ⅵ. 看護学を発展させる
- Ⅶ. 学際的な視点をもつ
- Ⅷ. グローバルな視点をもつ

以上の内容を踏まえ、本研究科博士前期課程及び博士後期課程において養成する人材像は以下の通りである。

1) 博士前期課程において養成する人材像

- ①エンドオブライフケアを含めた、看護の高度な知識に裏打ちされたケアを提供することで、人々の生活の質の向上に貢献し、看護のリーダーとなることのできる人材
- ②看護専門職者として、地域の多職種・多機関と連携し協働することで、地域住民の生活を支えるケア体制や保健医療システムの向上に貢献できる人材
- ③看護実践における研究を通じて、地域の看護管理、看護教育、看護研究に貢献できる人材

2) 博士後期課程において養成する人材像

- ①看護の専門職として、卓越した専門的知識と包括的な分析能力や研究能力をもって、看護の課題や健康問題を解決に導くことができる人材
- ②国内外の多分野の専門家や研究者と協働することを通じて、地域の人々の健康課題の解決に寄与し、保健医療に関係する社会システムの構築と発展に貢献できる人材
- ③グローバルかつ多角的、複合的な立脚点から、独創的で卓越した看護研究活動を通じて、看護の新たな研究領域を開拓し、看護学の発展に寄与することができる人材

【資料7 看護学研究科看護学専攻3つのポリシー】

【資料8 「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」
(平成17年9月5日 中央教育審議会答申)(抜粋)】

(5) 学位授与の方針

本研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は以下のとおりとする。

1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程では、修業年限以上在籍し、修了要件となる単位数を修得し、

学位論文審査に合格し、以下の要件を満たすものに、修士（看護学）の学位を授与する。

1. エンドオブライフケアを含めた、看護の高度な知識に裏打ちされたケアを提供することで、人々の生活の質の向上に貢献し、看護のリーダーとなることができる
2. 看護専門職者として、地域の多職種・多機関と連携し協働することで、地域住民の生活を支えるケア体制や保健医療システムの向上に貢献することができる
3. 看護実践における研究を通じて、地域の看護管理、看護教育、看護研究に貢献することができる

2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程では、修業年限以上在籍し、修了要件となる単位数を修得し、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たすものに、博士（看護学）の学位を授与する。

1. 看護の専門職として、卓越した専門的知識と包括的な分析能力や研究能力をもって、看護の課題や健康問題を解決に導くことができる
2. 国内外の多分野の専門家や研究者と協働することを通じて、地域の人々の健康課題の解決に寄与し、保健医療に係る社会システムの構築と発展に貢献することができる
3. グローバルかつ多角的、複合的な立脚点から、独創的で卓越した看護研究活動を通じて、看護の新たな研究領域を開拓し、看護学の発展に寄与することができる

(6) 修了後の進路

研究科の修了者は、看護・医療・福祉を支える人材として、実践の場で活躍するものが多いことが予想される。中には看護職を養成する教育機関に教員として就業することも見込まれる。

博士前期課程修了後の進路は、病院、訪問看護ステーション、市町村、福祉施設等での実践者や指導者として活躍することを想定している。また、看護系大学をはじめとした看護職養成機関に就職し、看護教育者・研究者としての役割を担うものや、研究活動を深め、更なる能力の向上を目指して、博士後期課程への進学を希望する者も予想される。

博士後期課程修了者は、多くが大学等の教育研究機関に就任し、看護教育者、研究者となる予定である。

(7) 研究対象とする中心的な学問分野とその理由

研究科が研究対象とする特化した学問分野は、全ての人に必ず訪れるエンドオブライフ期のケアを含んだ「看護学」である。博士前期課程では主として高度な看護実践能力

を養成し、博士後期課程では研究能力を養成するための系統的な教育課程を編成することとする。

本研究科では博士前期課程と博士後期課程の両課程ともに同じ方向を見据えて、教育・研究を深化させていくという一貫性と連動性をもたせたことに特長がある。看護学研究科博士前期課程および博士後期課程が研究対象とする中心的な看護の領域は、次のとおりとする。

〈博士前期課程〉

- ①基盤看護学領域
- ②エンドオブライフケア看護学領域
- ③生涯発達看護学領域
- ④広域看護学領域

〈博士後期課程〉

- ①エンドオブライフケア看護学領域
- ②生涯発達看護学領域
- ③広域看護学領域

【資料9 看護学研究科教育課程編成の概要】

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科は、博士前期課程および博士後期課程を同時に設置する計画である。博士前期課程と博士後期課程を同時設置する理由は、以下の3点である。

第一に、看護の社会的ニーズへの対応が挙げられる。人口構成の変化と急速に加速する高齢化に伴い、新たな地域包括ケアシステムへの改編構築が進められており、医療は治療（キュア）を中心とした医療・臨床モデルから、看護・介護（ケア）を中心とした生活・地域・在宅モデルへと移行しつつあり、看護に求められる役割や看護専門職者が担うべき役割も変化している。このような社会ニーズに対応するためには、本研究科の博士前期課程で育成する、地域の看護管理・看護教育・看護研究を担う看護実践リーダーや、博士後期課程で育成する、エビデンスをもって新たな「看護の知」を生み出す看護研究者・看護教育者・看護管理者の育成が急務となっている。上述のように、本研究科は、前期課程と後期課程の構成となっているが、それぞれの課程は研究科としての連続性を保ちながらも、課程ごとに養成する人材像やその果たすべき社会的役割も異なっており、同時開設の意義は高いと言える。上記の理由により、我が国の急激な人口構成と社会の変化に対応し、早期に社会的ニーズに応えるためには、博士前期課程および博

士後期課程の同時設置が必要であると考えている。

第二に、入学ニーズへの対応が挙げられる。博士前期課程では、本学の看護学科（平成18年開設）において、平成30年3月までに8期生・約780名の卒業者を輩出しており、卒業者の多くは現職看護師、現職保健師として、兵庫県を中心とした地域の医療機関等で活躍している。これらの兵庫大学看護学科の卒業者に対し、本研究科への入学意向アンケート調査を行ったところ、60名から回答があり、そのうち13名（22.4%）が博士前期課程への受験意向（志願意志）を示した。博士前期課程の開設は、これらの卒業者や看護学科の在学者の大学院への進学意志に應えるものである。博士後期課程では、修士学位を持つ現職看護師や看護教員（本学看護学科の教員を含む）の博士後期課程への進学意志は強いと言え、上記のアンケート調査においても、現職看護師、看護教員及び本学看護学科卒業生の中で修士課程修了者または在学中の回答者24人のうち、16人（66.7%）から「受験したい」、その16人のうち8人（33.3%）から「合格した場合、入学したい」との回答結果を得ている。本研究科の博士前期課程、博士後期課程の同時設置は、これらの入学ニーズに應えるものである。

第三に、同時設置による教育効果が高いことが挙げられる。本研究科は前期課程、後期課程ともに、主に現職看護師、看護教員の入学者を想定しているため、様々な職歴、学歴、専門職としての経験を有する者が、同じ研究科内で研究を進めることで、自己の専門以外の領域についても知見を得ることができる。異なる立場の者が交流し、互いの知識や技術を共有することによる教育効果、研究への波及効果は高いと言える。また、同時設置により、博士後期課程の学生が博士前期課程の学生への助言等を行うこともできる。博士前期課程に入学する者は、それまでの学部教育や臨床実践の経験を踏まえ、初めて本格的に研究という側面から看護に取り組む。大学院での研究活動に取り組む中で、研究課題の選択や実施など研究遂行上の指導はもとより、仕事や家庭、研究や学業との両立など個人背景に関わる困難などの様々な問題に対処するために、主指導教員の関与に加え、博士後期課程の在学生在がメンター的な立場となって支援にあたることは、博士前期課程の学生にとって有益であると考えられる。

以上の理由により、本研究科では、博士前期課程と博士後期課程を同時に設置するものである。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

（1）研究科専攻の名称

本研究科は、高度な看護実践、研究、教育を通じて、看護学を追究し教授することを目的としている。このことから、研究科名を「看護学研究科」、専攻名を「看護学専攻」とする。

(2) 学位に付記する専攻分野の名称

本研究科は、「看護学」を学問分野の中心としており、また、教育研究上の目的、養成する人材像から、本研究科の目的を的確に表現できる「看護学」を学位に付記し、博士前期課程においては、修士（看護学）とし、博士後期課程においては博士（看護学）とする。

(3) 研究科および学位の英訳名称

本研究科及び学位の英訳名称は、教育研究内容を表現したものであり、国際的な通用性に留意し、下記のとおり表現する。

研究科の名称	看護学研究科 (Graduate School of Nursing)
専攻名	看護学専攻 (Division of Nursing)
課程の名称	博士前期課程 (Master's Program) 博士後期課程 (Doctoral Program)
学位名	修士 (看護学) (Master of Science in Nursing) 博士 (看護学) (Doctor of Philosophy in Nursing)

4 教育課程の編成の考え方及び特色

本学は我が国の「少子高齢・長寿社会」を背景にした、地域の人々の健康課題に着目し、看護専門職者（保健師養成を含む）を育成する既存の学士課程に続き、看護学研究科看護学専攻として、博士前期課程と博士後期課程を設置する。教育課程の編成は、それぞれの教育研究上の目的から、博士前期課程では主として高度な看護実践能力を培い、博士後期課程では、高い研究能力を培うための系統的な教育課程を編成する。

本研究科の博士前期課程・博士後期課程の教育課程編成及び特色は以下のとおりである。

〈博士前期課程〉

(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

博士前期課程の教育課程では、学士課程教育と連動しつつ、高度な実践能力や教育能力を備え、地域の看護管理、看護教育、看護研究に貢献できる人材を養成することを目指している。

教育課程の編成は前述のディプロマ・ポリシーを達成するために、本学のカリキュラム・ポリシーに基づいて、学生の学部教育、臨地での経験をさらに発展させ、エンドオ

ブライフケアを含めた看護の実践力、教育力と科学的で創造性の豊かな思考力および研究的能力と態度を養うための教育課程とする。

教育課程は、「共通科目」「専門科目」「研究科目」により構成する。

【博士前期課程のカリキュラム・ポリシー】

兵庫大学大学院看護学研究科博士前期課程のディプロマ・ポリシーで示された能力を身につけるために、次の方針に沿ってカリキュラムを編成する。専門分野の高度な専門知識を学修するため、本専攻に「基盤看護学領域」、「エンドオブライフケア看護学領域」、「生涯発達看護学領域」、「広域看護学領域」を置く。

1. 豊かな人間性と高い倫理観を養い、看護の実践、教育、研究を遂行するための前提となる共通科目を設定する。
2. 看護実践及び研究を多角的に捉えるとともに、専門領域における高度な実践力、教育力、研究力を育成するための専門科目を設定する。
3. 研究指導を行う研究科目は1年次より指導教員によって論文作成までを計画的に指導する。

(2) 教育課程編成全体の体系

教育課程の編成は、高度専門性を要する自立した臨床診断・意思決定力、看護介入力および研究力を修得するために看護の専門領域に対応した「専門科目」と、専門領域での学修の基盤となる「共通科目」、各学生が専攻する専門領域について、入学から修了までの一貫した研究指導である「研究科目」を設ける。「共通科目」は看護学の改革・発展を遂行するために共通した基盤となる批判的分析力、応用力、問題解決力、看護倫理、看護理論および看護学に関連する学際的な学問を教授する。さらに、「共通科目」と「専門科目」を互いに組み合わせることにより、より広く・深く追求し、効果的な学修となることを目指し、学位論文完成のための「特別研究」につなげる。「研究科目」の目的は深い学識と卓越した研究能力を培い、看護実践の改革・発展に寄与するためのエビデンスを創出していく研究力の醸成を培うことであり、適切な教育課程を整え、学生一人ひとりの実態に即した研究指導を行う。

博士前期課程の目的は、①エンドオブライフケアを含めた、看護の高度な知識に裏打ちされたケアを提供することで、人々の生活の質の向上に貢献し、看護のリーダーとなることができる人材、②看護専門職者として、地域の多職種・多機関と連携し協働することで、地域住民の生活を支えるケア体制や保健医療システムの向上に貢献することができる人材、③看護実践における研究を通じて、地域の看護管理、看護教育、看護研究に貢献することができる人材を養成することである。この目的を達成するため、科目区

分の「専門科目」では基盤看護学領域、エンドオブライフケア看護学領域、生涯発達看護学領域、広域看護学領域の4領域を設置し、これらの専門看護領域において共通して学修することが必要な科目を「共通科目」に置いている。

本研究科で養成する人材像である看護のリーダー、地域の看護管理、看護教育、看護研究に携わる高度な看護専門職者には倫理観や倫理的判断能力が不可欠である。その基盤として、本研究科では「豊かな人間性と高い倫理観」を養成することを重視しており、教育課程全体において高い倫理観を養う教育を行う。共通科目では、全体として看護を取り巻く幅広い視座から倫理を捉えた科目を配置しており、共通科目の全ての科目において高い倫理観を養う内容を含んでいる。共通科目では、看護の実践、教育、研究を遂行するための前提となる科目を配置していることから、学生が自らの研究課題等に関連した科目を必要に応じ選択できるよう、学生の共通科目の履修選択度の幅を広げるため、「看護倫理学特論」については選択科目とするが、高い倫理観を身に付けるために全学生の履修を大学として強く推奨する。

専門科目においては、各領域で生起する倫理課題を踏まえ、対象別に配慮すべき高度な看護倫理について教授する。学生は自身が専攻する特論（2単位）と特論演習（2単位）を履修することとなっており、いずれの領域においても、全ての学生が高い倫理観を養うことができる教育課程となっている。共通科目及び専門科目における倫理に関連する具体的な教育内容を〔表6 領域・各科目に含まれる倫理観を養成する教育内容〕に示す。

表6 領域・各科目に含まれる倫理観を養成する教育内容
共通科目

授業科目	必修・選択の別	概要
看護学研究方法特論	必修	臨床研究に関する倫理指針、人を対象とした医学研究に関する倫理指針を理解し、自己の研究プロセスにおける基本的な倫理観を修得し、研究を遂行できる能力を養う。
疫学・統計学特論	必修	看護学研究において実施されることが多い社会調査法を理解し、統計学的手法を用いた論文を理解する力や収集したデータを適切に分析するための倫理観及び基礎的能力を養う。
看護倫理学特論	選択	医療における倫理の概念を概観し、倫理原則、倫理的問題解決、研究上の倫理的課題等について探求し、看護における倫理的問題の解決を通じて倫理的判断能力を養う。
看護理論特論	選択	看護実践の基盤となる看護理論及び科学的なアプローチによる開発された諸理論を理解し、自らの実践、研究、教育に応用できる倫理観を養う。
看護教育学特論	選択	人権擁護の重要性の理解を前提とし、保健医療の実践・教育において生起しやすい倫理的問題を考察し、課題の解決・回避に必要な知識・技術を養う。
臨床死生学特論	必修	宗教学や文化人類学などの学際的な視点から死生観や生命倫理を捉え、対象者の価値観を尊重した看護を実践するための基盤となる死生観を養う。

授業科目	必修・選択の別	概要
エンドオブライフケア特論	選択	理論と実践を融合したケアを行うため、エンドオブライフケアにおいて、人権を尊重した倫理的意思決定支援の在り方を考察することができる能力を養う。
保健医療福祉学特論	選択	歴史的・社会的背景を理解し、人権尊重をベースとした地域の保健医療福祉サービスの質向上を図るため、倫理的な考慮を踏まえた高度看護専門職者の役割を探究する能力を養う。

専門科目

授業科目	必修・選択の別	概要
基盤看護学	選択	科学的根拠に基づく看護学教育の展開過程において必要となる倫理的態度、看護管理において必要となるリーダーシップ、チームマネジメントの理論を理解し、看護実践・研究に活用できる能力を養う。
長寿科学看護	選択	QOL 及び QODD の向上及び健康寿命を延伸するための支援を概観し、生命倫理、臨床倫理などの視点から、看護専門職者の役割を考究することのできる能力を養う。
エンドオブライフケア看護学	選択	エンドオブライフケア看護学の基礎的概念や諸理論を理解し、事例分析により患者と家族の抱える倫理的課題の所在を明らかにし、対象者の意思決定プロセスなどの課題解決のためのアプローチを探究することができる能力を養う。
成人・老年看護学	選択	クリティカルな状況にある患者を取り巻く倫理的課題を理解し、倫理的判断や人権を重視した看護と QOL の維持向上について考察することができる能力を養う。
母性・小児看護学	選択	母性・小児と家族の発達段階の特長を踏まえて、ライフサイクルの各期において対象者が必要としている看護を実践するための倫理的判断を行い、状況に応じた看護実践ができる能力を養う。
精神看護学	選択	患者の倫理的意思決定と看護師の倫理的責任、精神保健医療福祉チームの倫理的意思決定など、精神看護学において求められる適切な看護実践ができる能力を養う。
在宅看護学	選択	高度な在宅看護を実践するために必要な諸理論を理解し、複雑で多様な課題をもつ在宅療養者・家族、ケア提供者に対して、倫理的判断・臨床的判断を統合した実践・研究を行うことができる能力を養う。
地域看護学	選択	地域ケアシステムの中での看護の役割や地域特有の倫理的課題について検討し、専門職や住民と連携した地域づくり、まちづくりの構築と看護職の役割を考究する能力を養う。

研究科目

授業科目	必修・選択の別	概要
特別研究M	必修	論文作成を行うプロセスを通し、研究者として必要な倫理的能力（看護倫理及び研究倫理）を養う。

以上のことから、共通科目において高い倫理観を養う教育課程を提供するとともに、専門科目においても、いずれの領域を選択した場合も、高い倫理観を養う教育課程となっていることから、教育課程の全体の体系が、高い倫理観を養うものとなっている。

1) 科目区分の配置

①共通科目の配置

共通科目として研究を推進するために「看護学研究方法特論」と「疫学・統計学特論」を、博士前期課程修了者の多くが教育者となっていくことから、「看護倫理学特論」、「看護理論特論」および「看護教育学特論」を設置する。更に、わが国の社会背景である「超高齢社会・長寿社会」の現状に対処するために「臨床死生学特論」、「エンドオブライフケア特論」を、社会の発展に貢献するための基盤となる科目として「保健医療福祉学特論」を配置する。

②専門科目の配置

専門領域は「基盤看護学」、「エンドオブライフケア看護学」、「生涯発達看護学」、「広域看護学」の4領域とし、各領域に専門性に特化した知識の獲得を促進するために「看護学特論」と、知識の実践への応用力の獲得を促進するために「特論演習」を設ける。

③研究科目の配置

自らの研究課題を追及し、自立的な研究態度と研究能力を身に着け、高度看護専門職者に必要とされる能力を養うための「特別研究M」を配置する。

科目編成は〔表7 博士前期課程の科目編成〕のとおりである。

なお、学生は、必修科目に加えて、専門科目のうち、自身が専攻する特論及び特論演習を履修することとする。

表7 博士前期課程の科目編成

科目区分	授業科目	
	必修科目	選択科目
共通科目	3科目	5科目
専門科目		
基盤看護学	-	4科目
エンドオブライフケア看護学	-	2科目
生涯発達看護学	-	4科目
広域看護学	-	6科目
研究科目	1科目	-
計	4科目	21科目

2) 各科目区分と科目の概要

①科目区分「共通科目」

「共通科目」は、専門科目に共通する基幹となる知識や理論を深く学修することを基本とする。科学的根拠に基づいた看護実践及び看護研究を行うための基盤、臨床や地域等での現場での教育、高等教育機関での学生への教育を行うための基盤、地域での人々の生活の質向上のための保健医療福祉政策や地域包括ケアシステムを推進するための基盤となる科目を配置した。具体的な科目は、以下の8科目で構成する。

(配置科目の説明)

・「看護学研究方法特論」

高度看護専門職者あるいは管理者・教育者として、看護の質を向上させるための研究を遂行できる知識を深化させる。看護研究の特殊性、倫理性及び看護研究の歴史的発展を理解し、研究方法を学ぶとともに、文献クリティークを通して、自らの研究を実施するための研究方法を修得する。

・「疫学・統計学特論」

地域、職域、学校、臨床などの場において、集団の健康状態とその背景因子の把握・分析、介入（治療）効果の評価に不可欠な「疫学」「統計学」に関して、基本的な考え方と手法を学修する。疫学では疫学研究方法の基礎および実践の際の問題点とその克服について考察する。各々の疫学的研究手法を検討するため文献をクリティークし、研究計画を立案する。統計学では基本的な統計解析の手法および関連指標について学修する。

・「看護倫理学特論」

臨床における救急救命医療、集中治療、がん看護などで起こる倫理的問題を理解し、実践現場での医療における倫理に関する知識を深める。看護研究における倫理では、科学研究の自由への保証と規制、倫理原則、不正行為、利益相反、対象者への権利保護、データ保存、管理を理解し、自らの研究を実施するための看護倫理を修得する。

・「看護理論特論」

看護実践や研究の基盤となる看護理論や看護モデルを理解した上で、看護大理論や中小範囲理論の構造と特徴に関する知識を深め、科学的なアプローチにより開発された諸理論を活用し、自らの実践・研究・教育に応用できる能力を修得する。

・「看護教育学特論」

看護学の実践と教育における教育的機能を、看護者としての倫理的態度をもって効果的に果たすために、教育心理学・教育学の知識を基盤とした教育的能力と教育に携わるものとしての資質を養う。学習過程における学習理論、教育指導の方法論、教育評価、臨地実習指導方法、カウンセリング技法、クライアント及び家族に対する教育介入計画の立案から評価に至るプロセスを修得する。

・「臨床死生学特論」

人々の死生観とその背景を理解し、これらの課題について柔軟に対応した看護を推進するために、地域や国、文化などを背景とした文化人類学、宗教学などの人間存在に対する深い学知を修得し、死生観を理論的・思想的に考究する。

・「エンドオブライフケア特論」

エンドオブライフケアの基礎的概念や諸理論を理解し、わが国のエンドオブライフケアの現状と課題について認識したうえで、その課題に対処するために、理論と実践を融合した科学的なアプローチを高めることをめざす。本科目は、共通科目として、本課程の全ての領域を専攻する者を対象とする。

・「保健医療福祉学特論」

保健医療福祉政策の歴史的背景及び財政医療供給体制の課題を踏まえ、諸外国と我が国の保健医療福祉政策の実情、保健医療福祉関係者と連携して課題解決に向けた取組みをする必要性を理解し、地域包括ケアシステムの構築方法、今後のケアサービスの展望について考究する。

②科目区分「専門科目」

博士前期課程の科目区分「専門科目」においては、「基盤看護学」、「エンドオブライフケア看護学」、「生涯発達看護学」、「広域看護学」の4つの専門領域を配置し、それぞれの科目には特論と特論演習を配置する。

専門科目における分野の授業科目は〔表8 博士前期課程の領域別授業科目〕のとおりである。

表 8 博士前期課程の領域別授業科目

領域	科目名	
基盤看護学領域 (4科目 8単位)	看護教育管理学特論 長寿科学看護特論	看護教育管理学特論演習 長寿科学看護特論演習
エンドオブライフケア 看護学領域 (2科目 4単位)	エンドオブライフケア 看護学特論	エンドオブライフケア 看護学特論演習
生涯発達看護学領域 (4科目 8単位)	成人・老年看護学特論 母性・小児看護学特論	成人・老年看護学特論演習 母性・小児看護学特論演習
広域看護学領域 (6科目 12単位)	精神看護学特論 在宅看護学特論 地域看護学特論	精神看護学特論演習 在宅看護学特論演習 地域看護学特論演習

ア) 基盤看護学領域

基盤看護学領域には、「看護教育管理学特論」「看護教育管理学特論演習」「長寿科学看護特論」「長寿科学看護特論演習」の4科目を配置する。本領域では、看護教育学、看護管理学に加え、医学や生理学の視点からの長寿社会に貢献する看護を専攻する。

(配置科目の説明)

・「看護教育管理学特論」

看護ケアの質向上のための看護教育と看護管理のあり方を探求する。看護教育については、看護職における基礎教育、継続教育の現状と課題について理解を深め、看護職に対する教育のあり方を考察する。看護職への教育的働きかけ、教育環境づくりなど、効果的な教育を実施していくための知識や理論について学修する。看護管理については、看護を取り巻く保健医療福祉の現状を理解し、多職種との連携を含めた、看護管理者としてより質の高い看護を提供するための方策を探求する。

・「看護教育管理学特論演習」

看護ケアの質の向上のための看護教育と看護管理について、実施した教育の評価と改善のためのあり方を演習により探求する。看護教育では、看護職における基礎教育、継続教育の評価方法の現状と課題について理解を深め、教育のあり方を考究する。看護管理では、保健医療福祉の現状や課題を考察し、多職種と連携した質の高い看護に向けた研究課題を焦点化し、方法論や組織の課題解決に向けた方法を探求する。

・「長寿科学看護特論」

生理学的視点と整形外科的観点から、高齢者の特徴を理解した上で科学的に分析し、心身の健康の維持増進による健康寿命を延伸する支援方法を検討する。長寿社会のあるべき姿を多角的に捉え、対象者が長寿を全うするための方策を考究する。

・「長寿科学看護特論演習」

生理学的視点と整形外科的観点から、高齢者の特徴を科学的に検証し、心身の健康

の維持増進による健康寿命を延伸する方策を検討する。長寿社会のあるべき姿を多角的に捉え、健康寿命の延伸とその人なりの「QOL」「QODD」のあり方の探求を、発表と意見交換により深めていく。

イ) エンドオブライフケア看護学領域

エンドオブライフケア看護学領域には、「エンドオブライフケア看護学特論」「エンドオブライフケア看護学特論演習」の2科目を配置する。

(配置科目の説明)

- ・「エンドオブライフケア看護学特論」

エンドオブライフケア看護学の基礎的概念や諸理論を理解したうえで、我が国のエンドオブライフケアの現状について各事例研究を用いて、患者と家族の抱える課題をアセスメントし、より良いエンドオブライフケアの在り方について考究する。本科目は、主として、エンドオブライフケア看護学領域を専攻する者に教授する。

- ・「エンドオブライフケア看護学特論演習」

エンドオブライフケア看護学の基礎的概念や諸理論を理解したうえで、我が国のエンドオブライフケアの現状と課題を認識し、患者と家族の抱える課題に対処するため、各事例を踏まえながら、発表と意見交換により、エンドオブライフケアの在り方について考究する。

ウ) 生涯発達看護学領域

生涯発達看護学領域には、「成人・老年看護学特論」「成人・老年看護学特論演習」「母性・小児看護学特論」「母性・小児看護学特論演習」の4科目を配置する。本領域では、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学を中心とした看護を専攻する。

(配置科目の説明)

- ・「成人・老年看護学特論」

急性期から回復期・慢性期および終末期の成人・老年期の対象者に対してより質の高い看護を実践するための看護の諸理論、クリティカル状況下にある終末期を含めた看護への援助の在り方を理解し、治療環境、生体侵襲における看護実践の評価、予期的対応や危機的介入の援助法について考究する。

- ・「成人・老年看護学特論演習」

急性期から回復期・慢性期および終末期の成人・老年期の患者とその家族の身体的および精神的苦痛を分析・評価し、専門的な判断ができる知識・技術および看護援助法を修得し、臨床現場における生活習慣やQOL改善への援助に関するアドバンストフィジカルアセスメントの実践能力を向上するための研究課題を探究する。

- ・「母性・小児看護学特論」

女性のライフサイクルおよびリプロダクティブ・ヘルスにおける健康の捉え方について理解し、母性看護学の質向上に必要な理論、援助方法について探求する。小児医

療・保健・福祉・教育領域における子どもとその家族の QOL 向上のための地域生活支援の方策について探求する。

・「母性・小児看護学特論演習」

育成期にある人々、妊産褥婦と新生児及び家族、こどもとその家族について理解し、それぞれの立場と対象者に適した看護を実践するための能力を発表と意見交換により理解を深め、自らの研究課題を焦点化する。

エ) 広域看護学領域

広域看護学領域には、「精神看護学特論」「精神看護学特論演習」「在宅看護学特論」「在宅看護学特論演習」「地域看護学特論」「地域看護学特論演習」の 6 科目を配置する。本領域では、精神看護学、在宅看護学、地域看護学を中心とした看護を専攻する。

(配置科目の説明)

・「精神看護学特論」

精神看護学の目的と概要について理解し、精神障がい者と家族支援に関する理論やモデルを活用し、アセスメントする能力を養う。精神障がい者を生活の視点から捉え、スピリチュアルケアとスピリチュアルカウンセリング、チーム医療における多職種連携、退院調整・退院支援におけるシームレスケア、地域包括ケアシステムについて探求する。

・「精神看護学特論演習」

地域の精神障がい者とその家族の抱える課題に焦点をあて、ケアの質向上に向けた支援方法を探究する。ホスピス・緩和医療とスピリチュアルケアについて、病院で実践を展開する聖職者の立場から多角的に理解し、事例研究を用いエンドオブライフ期におけるカウンセリング法を用いた看護的アプローチを探究する。

・「在宅看護学特論」

さまざまな健康課題を持つ人の在宅看護を可能にするために必要な諸理論やモデルを活用し、在宅終末期医療や在宅看護の質が高まる効果的なケア、関係機関や多職種との連携、ケアシステムの構築など看護職の役割と機能について考究する。

・「在宅看護学特論演習」

在宅看護学領域における看護実践者あるいは管理者・教育者として、看護の質を向上させるために文献クリティークを行い、科学的なアプローチによる援助方法を考究する。高度化する在宅医療の中で、在宅療養者と家族の持つ課題を抽出し、生活を重視したケアの質向上のための研究課題を考究する。

・「地域看護学特論」

地域で生活する人々がその人らしくあり続けるために必要な諸理論、施策を理解し、質の高い QOL および QODD への支援、地域看護活動における関係機関・多職種との連携によるネットワーク形成、ソーシャルキャピタルの醸成によるケアシステムの必要性と地域における看護職の役割について考究する。

- ・「地域看護学特論演習」

地域看護学特論で学んだことを基礎にして、地域で生活する個人及び家族、集団などを対象として、多様な人々の健康上の課題やライフサイクル毎のニーズを理解した上で、その課題を探究し、多職種・多機関とのネットワーク形成による地域づくり、まちづくりを目指した包括ケアシステムの構築方法を探究する。

③科目区分「研究科目」

「研究科目」には、研究指導科目である「特別研究M」1科目を置く。

(配置科目の説明)

- ・「特別研究M」

人々の生涯に亘る健康課題に焦点を当て、看護学の専門性を深く考究するため、「共通科目」及び「専門科目」において修学したことを織り込み、複数の学問の視点から、広い視野で捉えながら、自主の研究課題を深く探究する。看護学の発展と革新および精緻な看護に資することができる研究成果を究明する。学生がそれぞれの専門領域において関心のある研究テーマに基づき、研究課題を焦点化、研究方法論の決定、研究計画書、論文作成を行う過程を通し、研究者として必要な能力を修得する。

(3) 修了要件

博士前期課程では、「共通科目」で3科目必修6単位、「特別研究」8単位が必修単位となる。「専門科目」は学生が専攻した専門領域の特論2単位、特論演習2単位を履修し、加えて、「共通科目」「専門科目」の自身の専攻以外の科目から14単位を修得し、計32単位を修得した上で、修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することが修了要件となる。

〈博士後期課程〉

(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

博士後期課程の教育課程は博士前期課程と連動しつつ、前述のディプロマ・ポリシーを達成するために、本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、自立した研究者として科学的で創造性豊かな思考力と態度を修得し、看護学について、卓越した研究能力を修得するための教育課程を編成する。

教育課程の編成にあたっては、博士前期課程の専門領域を発展的に再編し、全体の体系は「共通科目」「専門科目」「研究科目」により構成する。

【博士後期課程のカリキュラム・ポリシー】

兵庫大学大学院看護学研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシーで示された能力を身につけるために、次の方針に沿ってカリキュラムを編成する。専門分野のより高度な知識を学修するため、「エンドオブライフケア看護学領域」「生涯発達看護学領域」「広域看護学領域」を置く。

1. 専門分野で理論知を構築し発信するための基盤となる共通科目を設定する。
2. 専門分野における諸理論や方法論を探究する専門科目を設定する。
3. 研究指導を行う研究科目は1年次より指導教員によって計画的に指導し、論文作成を通して独立した研究者としての能力を養う。

(2) 教育課程編成全体の体系

教育課程の編成は、高度に専門的な看護課題を探究するための「専門科目」と、専門科目を支えるための「共通科目」、学位論文のための研究指導を行う「研究科目」を設ける。

科目区分「共通科目」は理論知を構築し発展するための科目とし、「看護学研究方法特別講義」「応用統計学特別講義」「保健医療福祉政策特別講義」で構成する。科目区分「専門科目」は、博士前期課程で修得した知識や研究業績に積み重ね、自らの専門分野における諸理論や方法論をさらに探究し発展させるため、「エンドオブライフケア看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」の3領域を設置する。さらに、「共通科目」と「専門科目」での学修を基盤として、「研究科目」において、自律して質の高い看護研究を推進する。

1) 科目区分の配置

①共通科目の配置

多角的な視点から研究を推進するための「看護学研究方法特別講義」と「応用統計学特別講義」及び、新たな超高齢社会・長寿社会の現状に対処するための社会システムの改善・改革のための「保健医療福祉政策特別講義」を配置する。

②専門科目の配置

博士前期課程における「基盤看護学」「エンドオブライフケア看護学」「生涯発達看護学」及び「広域看護学」の4領域をさらに発展させていくための科目を配置する。博士後期課程では、超高齢化、長寿社会及び多死社会の進行を背景として、高度な実践看護とエンドオブライフケアの向上を目指し、高度な看護研究、看護教育の質の向上に向けた科目として「エンドオブライフケア看護学」、「生涯発達看護学」、「広域看護学」の3

領域を配置する。また、専門科目は各領域の専門性に特化した実践の看護課題とその解決能力を修得するために特別講義を、実践への応用能力と新たな知見を見出すための方法を検討するために特別講義演習を設ける。

③研究科目の配置

高度看護専門職者として、多角的、複合的な立脚点から、独創的で卓越した看護研究活動を自立して行う能力を修得するため、研究科目を配置する。

科目編成は〔表9 博士後期課程の科目編成〕のとおりである。

なお、学生は、必修科目に加えて、専門科目のうち、自身が専攻する特別講義及び特別講義演習を履修することとする。

表9 博士後期課程の科目編成

科目区分	授業科目	
	必修科目	選択科目
共通科目	2科目	1科目
専門科目		
エンドオブライフケア看護学	-	2科目
生涯発達看護学	-	2科目
広域看護学	-	4科目
研究科目	1科目	
計	3科目	9科目

2) 各科目区分と科目の概要

①科目区分「共通科目」

科目区分「共通科目」の授業科目は、卓越した専門的知識や技能、包括的な分析能力や研究能力を備え、独立して研究するための基盤となる科目を配置した。「看護学研究方法特別講義」「応用統計学特別講義」「保健医療福祉政策特別講義」の3科目とし、科目区分「専門科目」の基盤となる高度で応用的な看護に関連する科目を配置した。

(配置科目の説明)

・「看護学研究方法特別講義」

看護学研究に関する諸理論を概観し、グローバルな社会に対応する看護学研究の動向や課題を検討し、自己の研究の方向性を探求する。独創的な研究課題に応じて研究方法を選択し、研究計画書の作成、実施、論文作成という研究プロセスについて教授する。

・「応用統計学特別講義」

基本的検定手法であるt検定、分散分析、順位和検定、多重比較・反復測定データ

解析方法について学修する。多変量解析のための統計モデルの基本として、重回帰モデル、ロジスティック回帰モデル、因子分析・主成分分析、構造方程式モデリングの理論、質問紙調査におけるデータ収集と測定方法、尺度開発方法についても教授する。

・「保健医療福祉政策特別講義」

保健医療福祉政策の歴史的背景及び財政医療供給体制の課題を踏まえ、諸外国と我が国の保健医療福祉政策の実情、保健医療福祉関係者と連携して課題解決に向けた取り組みをする必要性を理解した上で、地域包括ケアシステムの構築方法、今後のケアサービスの展望について議論、考究し、提言する。

②科目区分「専門科目」

「専門科目」は、「共通科目」を基盤として、新たな看護ケアや開発に関わるための科目として配置する。人のライフステージに深く関連する「エンドオブライフケア看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」の3つの専門領域を配置した。「エンドオブライフケア看護学」領域に「エンドオブライフケア看護学特別講義」を、「生涯発達看護学」領域に「生涯発達看護学特別講義」を、「広域看護学」領域には「在宅看護学特別講義」と「地域看護学特別講義」の講義科目を配置する。各特別講義には、当該科目を深め、自己の研究をさらに考究し、新たな「看護の知」を創生するための科目としてそれぞれ演習科目を配し、計8科目を配置する。

専門科目における分野の授業科目は〔表 10 博士後期課程の領域別授業科目〕のとおりである。

表 10 博士後期課程の領域別授業科目

領域	科目名	
エンドオブライフケア看護学領域 (2科目 4単位)	エンドオブライフケア看護学特別講義	エンドオブライフケア看護学特別講義演習
生涯発達看護学領域 (2科目 4単位)	生涯発達看護学特別講義	生涯発達看護学特別講義演習
広域看護学領域 (4科目 8単位)	在宅看護学特別講義 地域看護学特別講義	在宅看護学特別講義演習 地域看護学特別講義演習

ア) エンドオブライフケア看護学領域

エンドオブライフケア看護学領域には、「エンドオブライフケア看護学特別講義」「エンドオブライフケア看護学特別講義演習」の2科目を配置する。

(配置科目の説明)

・「エンドオブライフケア看護学特別講義」

看護学周辺の学問領域で得られた知見と多くの研究文献を基盤に、修得したことを各自の研究課題に反映させることを目的とする。授業は、先ずエンドオブライフケア看護学の研究動向を理解し、わが国の課題を認識した後、臨床的現状を反映したエンドオブライフケア看護学の理論開発のプロセス、エンドオブライフケアの評価指標としての尺度開発のプロセス、病の軌跡 4 パターンのエンドオブライフの明確化とそれを反映したエンドオブライフケアのプロセス、ケア介入や教育介入のプログラム開発とその検証のプロセスなどを主な内容とする。

・「エンドオブライフケア看護学特別講義演習」

エンドオブライフケア看護学領域の理論・モデルの構築を前提とした、エンドオブライフケアに関する理論開発、ケア評価の測定尺度開発、教育プログラム開発とその検証、ケア介入や教育介入研究を目的としたシステムティックレビューと概念分析について考究する。

イ) 生涯発達看護学領域

生涯発達看護学領域には、「生涯発達看護学特別講義」「生涯発達看護学特別講義演習」の 2 科目を配置する。本領域では、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学を中心とした看護を専攻する。

(配置科目の説明)

・「生涯発達看護学特別講義」

生涯発達を踏まえ、成人・老年看護学、小児・母性看護学および医学領域を含めた生涯発達看護学として講義を行う。成人・老年看護学では救急医療から集中治療、在宅療養者の QOL 評価における看護援助の実態と研究動向について理解する。小児看護学では障害児童、幼児への保育および家族看護の海外と日本の現状、医学領域では、中高年者を対象とした生活習慣病予防に関する研究動向、在宅療養者および高齢者への運動負荷による生理学的、生化学的効果、運動選手への医学的支援の現状を理解し、独創的な研究課題を焦点化する。

・「生涯発達看護学特別講義演習」

成人・老年看護学、小児・母性看護学および医学領域を含めた生涯発達看護学として、生涯発達看護学特別講義で検討した研究課題を踏まえ、これらの課題解決の調査方法や介入的援助法の議論や実践を行う。そして、研究課題に対する介入的援助法を立案するためのプログラムを作成し、手順やプログラム立案能力を高めてゆく。成人・老年看護学、小児・母性看護学および医学領域で立案した各プログラムの問題点などを議論し、介入研究を進めてゆくための計画を発表し評価する。

ウ) 広域看護学領域

広域看護学領域には、「在宅看護学特別講義」「在宅看護学特別講義演習」「地域看護学特別講義」「地域看護学特別講義演習」の4科目を配置する。本領域では、在宅看護学、地域看護学を中心とした看護を専攻する。

(配置科目の説明)

・「在宅看護学特別講義」

高度化する在宅医療を支える看護職の現状と包括的な課題を多角的に探究し、日常生活ケアについて科学的方法を用いて検討する。在宅療養者及び家族が自律した生活を送るための社会資源を活用した退院支援や在宅看護の質の向上へのプログラム開発などについて教授する。

・「在宅看護学特別講義演習」

在宅看護学領域における国内外の文献クリティークを行い、生活健康課題を多角的に分析し、明確化させ、保健医療福祉制度、多職種・多機関との連携、退院支援、シームレスケア、ケアシステムのプログラム開発、家族支援について、討議、考究し、提言する。

・「地域看護学特別講義」

様々な分野の複合的かつ広域的な視点から個人及び家族、特定集団、地域を対象とした深い洞察と分析方法を理解し、地域看護の課題や研究に取り組むための知識・理論・モデルを活用し、QOL及びQODDの向上に向けた地域包括ケアシステムの構築や、ソーシャルキャピタルの醸成について探求する。

・「地域看護学特別講義演習」

様々な分野の複合的かつ広域的な視点から、諸外国の制度、サービス提供システム、地域における高度看護専門職者の役割を分析し、健康に影響する要因と因果関係や、健康阻害要因を検証し、健康実態把握と健康問題解決のための方法論や保健事業活動、地域資源を活用した高度看護専門職者の役割と可能性について、議論、考究し、提案する。

③科目区分「研究科目」

「研究科目」には、研究指導科目である「特別研究D」1科目を置く。

(配置科目の説明)

・「特別研究D」

グローバルな視点から自立して研究を進めていく能力、高度看護専門職者として、研究及び実践の展開に必要な独創性や創造性を培い、累積した先行研究を活用し、研究計画を立案、研究活動を展開し、看護学の発展に寄与する論文を作成する。看護学の専門性を深く考究するため、研究課題は、「共通科目」及び「専門科目」から修学した学問の視点から広く捉えつつ、自主の研究課題を探究する。研究は、看護学の革新と発展につながり、看護に資する課題を設定し、究明していく。研究指導教員と副研究指導教員

は、自立した研究者として、高度で独創的な研究を行うために、研究プロセスに基づいてその段階にあった指導をしていく。授業は参加者が互いに発言と傾聴をする演習形式で進める。研究の進捗状況は1年次に研究計画発表会、2年次に中間発表会において発表する。

(3) 修了要件

博士後期課程では、「共通科目」で2科目必修4単位、「特別研究」8単位が必修単位となる。「専門科目」は学生が専攻した専門領域の特別講義2単位、特別講義演習2単位を履修し、計16単位以上を修得した上で、博士論文の審査及び最終試験(口頭試問)に合格することが修了要件となる。

【資料9】看護学研究科教育課程編成の概要(再掲)

5 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本研究科は、超高齢社会とともに訪れる多死社会において、より一層複雑化、多様化する住民ニーズに対して、住民のQOL並びにQODD(Quality of Dying and Death)の向上を目指し、そのために保健医療・福祉や関連する学際的分野の学問から創生した「看護の知」を活用し看護実践ができる高度看護専門職者、また深い専門的な知識と卓越した実践能力を有し、かつ看護活動を科学的かつ客観的に捉える研究的視点を持ち、「看護の知」を自ら探究し開拓することができる、高度看護専門職者、看護教育者及び看護研究者を育成するための教員組織を編成する。

<博士前期課程>

博士前期課程においては、「基盤看護学」、「エンドオブライフケア看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」の4つの領域を設定し、合わせて7つの小領域を設けている。領域のコアとなる特論は、主に専任の教授が担当することとし、特論に続く演習では、多角的な点から専門領域の課題を捉えることができるよう、専任の教授に加え、准教授及び講師も科目を担当する。ただし、演習科目においても教育目標を達成するため、また学修内容の継続性を担保できるよう、専任の教授が中心となり、科目の責任者として、科目全体のコーディネートおよび確認を行うこととする。

また、特別研究においては、学生が選択した領域の教授を主指導教員とし、教授、准教授を副指導教員として配置し、学生の指導を行う。教員組織は、〔表11 博士前期課程の教員組織〕のとおり教授13人、准教授3人、講師1人の計17人で構成する。博

士前期課程における専任教員の博士学位取得教員は 17 人中 15 人（88.23%）である。

表 11 博士前期課程の教員組織（専任教員）

領域	小領域	教授	准教授	講師	助教	合計
基盤看護学領域	看護教育管理学	1	1	1		3
	長寿科学看護	2				2
エンドオブライフケア看護学領域	エンドオブライフケア看護学	2				2
生涯発達看護学領域	成人・老年看護学	1	1			2
	母性・小児看護学	2				2
広域看護学領域	精神看護学	2				2
	在宅看護学	1	1			2
	地域看護学	2				2
合計		13	3	1	0	17

<博士後期課程>

博士後期課程においては、博士前期課程を基盤とし、臨床及び地域における健康課題の解決に向けて実践知を検証し、解決に取り組むことを目標として「エンドオブライフケア看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」の3領域を設定している。

また、特別研究においては、原則として学生が選択した領域の教授を主指導教員とし、それぞれに副指導教員を配置し学生の指導を行う。

教員組織の分野別の教員構成は〔表 12 博士後期課程の教員組織〕のとおりとし、教授 13 人の体制で配置する。博士後期課程における博士学位取得教員は 13 人中 13 人（100%）である。

表 12 博士後期課程の教員組織（専任教員）

領域	小領域	教授	准教授	講師	合計
エンドオブライフケア看護学領域	エンドオブライフケア看護学	2			2
生涯発達看護学	生涯発達看護学	4			4
広域看護学	在宅看護学	3			3
	地域看護学	4			4
合計		13			13

(2) 教員組織体制

本研究科では、学生の研究テーマを深め、探究することを可能とするため、看護学研究科における指導が可能な教育研究業績を有する教員を中心に編成する。本学は学部組織として基礎となる学部である看護学部のほか、現代ビジネス学部、健康科学部、生涯福祉学部を有しており、多職種との連携に必要な地域医療、福祉システムの理解や看護学に関連する幅広い知識等を深めるために、他学部の教員も一部授業を担当する。また、様々な分野で豊富な経験を有する学内外の非常勤講師を確保することで、教育研究の質の向上を図る。

基礎となる学部である看護学部の教員を兼務する教員は、博士前期課程においては15人、博士後期課程においては11人であり、そのうち、博士後期課程を担当する11人は、学部、博士前期課程、博士後期課程を担当することとなる。本研究科は、博士前期課程及び博士後期課程を同時に設置することから、教員の負担が過度とならないこと、学部への影響がないこと、研究科の教育研究の質の維持向上が継続して担保されていることが不可欠である。このことを踏まえ、完成年度を迎える令和4（2022）年度の教員の担当予定科目に基づき、研究科のみを担当する教員を除く15人の教員の平均担当単位数を算出すると30.08となる。各期でみると、前期の平均が約16.9、後期の平均は約13.1となり、このうち実習や集中講義を除くと、週当たりの授業時間は十分確保可能である（資料10）。さらに、完成年度の令和4（2022）年度の担当予定科目に基づき、教員別の時間割を作成し、各期において1週間に1日、授業を配置しない曜日を設定することが可能であることを確認した（資料11）。

以上のことから、本研究科は研究科と既存の学部を合わせた教員の負担が無理のないものとなっているといえる。

さらに、以下の対応により、教員の負担が過重とならないよう配慮する。

- ①教育の質の維持に配慮しつつ、学部の担当科目を講師や助教と分担し、担当コマ数の調整を行う。
- ②兼担として担当する他学部の授業については、兼任講師等を増員し、兼務する教員の担当を軽減する。
- ③学部における実習にあたっては、実習の質を維持するため、現場に精通した実習担当教員を新たに配置し、実習担当教員の負担を軽減する。
- ④前日の授業が7限に配置される教員は、可能な限り1限の授業を控え、教員の負担が無理のないよう配慮する。
- ⑤前期、後期の各期において1週間に1度、授業を配置しない曜日を設定し、教員が研究活動を行う環境整備に努める。
- ⑥全学年の学生が揃う令和4（2022）年度までに、随時学部の専任教員を1～2人程度増員し、兼務する教員の負担を軽減する。

【資料 10 学部と大学院を兼務する教員の状況】

【資料 11 一部教員の一週間の時間割表】

(3) 教員年齢構成

博士前期課程においては〔表 13 博士前期課程の専任教員年齢構成〕のとおり、40代以下1人、50代6人、60代以上10人の計17人で構成する。

博士後期課程においては〔表 14 博士後期課程の専任教員年齢構成〕のとおり、50代3人、60代以上10人の計13人で構成する。

表 13 博士前期課程の専任教員年齢構成〔開設時〕

	40代以下	50代	60代以上	計
教授		3	10	13
准教授		3		3
講師	1			1
助教				
合計	1	6	10	17

表 14 博士後期課程の専任教員年齢構成〔開設時〕

	40代以下	50代	60代以上	計
教授		3	10	13
准教授				
講師				
助教				
合計		3	10	13

本研究科では、高度な研究・教育を通じて看護学を追究・教授することを目的としており、そのため担当教員は、優れた教育研究業績と豊富な教育経験を有した人材を適切に配置していることから、年齢構成で65歳以上の割合が高い。

「兵庫大学等定年規則」第2条第2項による本学教員の定年は67歳であるが、本研究科が完成年度を迎える令和5年（2023）年3月末には、同条第4項の規定により6人が定年に達することになる。すなわち本研究科完成後には、「エンドオブライフ看護学領域」の教員が1人、「生涯発達看護学領域」の教員が1人、「広域看護学領域」の教員が4人、計6人が定年退職することとなる。

これらの領域を担当する教員組織の将来構想として、50～59歳の教授6人を令和5（2023）年に新たに採用する計画である。

そのことにより、博士前期課程では40～49歳では講師1人、50～59歳では教授8

人、准教授 2 人の計 10 人、60～64 歳では教授 4 人、准教授 1 人の計 5 人、65～69 歳では教授 1 人の総計 17 人の教員組織となり、博士後期課程においては、50～59 歳が 8 人、60～64 歳が 3 人、65～69 歳が 2 人の計 13 人の教員組織となり、教育研究の継続性は担保できるとともに、科目の実施体制に影響はないと考える。

また、それ以降も定年退職者が出た場合は、後任の若手教員を必ず採用し、教員組織の維持に努める。

教員の新規採用にあたっては、学長を委員長とする人事構想委員会（仮称）を設置し、本委員会で策定した人事計画に基づき実施する。同委員会では、①定年退職者に合わせた計画的な教員採用の実施 ②年齢構成、教育経験、研究領域のバランスを踏まえ、教育研究の質の維持向上及び継続性の担保、の 2 点を基本原則とした採用人事を行う。

また本学の准教授・講師・助教のうち、博士課程修了者及び博士課程在学中の者を対象に十分な FD 活動を展開し、教授の指導の下、教育研究の経験を積ませ、研究者として、また大学院の教育指導者としての資質向上を図り、博士前期課程、博士後期課程の指導者への登用を図っていく。以上の計画により、不断に教育研究の継続性を担保していく。

【資料 12 兵庫大学等定年規則】

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（1）教育方法

本研究科の教育研究上の目的は、超高齢社会とともに訪れる多死社会において、より一層複雑化、多様化する住民ニーズに対して、住民の QOL 並びに QODD(Quality of Dying and Death)の向上を目指し、そのために保健医療・福祉や関連する学際的分野の学問から創生した「看護の知」を活用し看護実践ができる高度看護専門職者、また深い専門的な知識と卓越した実践能力を有し、かつ看護活動を科学的かつ客観的に捉える研究的視点を持ち、「看護の知」を自ら探究し開拓することができる、高度看護専門職者、看護教育者及び看護研究者を育成することにある。

このことを達成するために、「学生のこれまでの学修履歴や臨床実践の客観的評価を研究という視点を主として、看護に取り組み、再構築する過程」として学修指導を行う。そのため、知識や技能は当然のことながら、対象となる「人」を理解するための人間観、看護観及び看護援助観など、看護実践や研究において、自身の軸を構築していくことを目指す。

〈博士前期課程〉

博士前期課程の到達目標は、看護学教育や看護実践の発展に寄与するため、科学的根拠に基づいて看護実践を遂行し課題解決に取り組む力を備え、看護研究に取り組むための基礎的な能力を身につけることである。そのため授業においては、より実践に即した論理的思考および技術を養うために、参加型授業を基本とし、グループワークをはじめとした演習、シミュレーション学習、フィールドワークなど多様な教育方法を適宜用いることとする。シミュレーション教育においては本学の附置機関である「地域医療福祉研修センター」にある「メディカルシミュレーションユニット」及び「看護・介護研修ユニット」を活用する。

特別研究においては、学生個々の研究疑問を明確にすることから、文献検討、計画書作成、中間発表、論文作成、成果発表の一連の過程を修められるよう研究指導教員および複数の副指導教員による研究指導体制とする。

〈博士後期課程〉

博士後期課程の到達目標は、看護学における深い学識を有し、学際的視野を踏まえ専門領域において指導性を発揮し、看護学をより発展させるために自立して研究活動を行う能力を培うことである。そのため、授業においては、教員からのテーマ提供に対する実証および討論を基本とする主体的学修を行い、科学的思考力や表現力を養うものとする。

博士論文の作成にあたっては、博士前期課程の教育をより発展させるために、一貫したテーマを継続して研究するほか、学際的視点に立ち、関連する領域との繋がりを理解し、複合的な看護研究を展開できるよう指導を行う。そのため、1年次前期からテーマの選定を行い、まず、研究領域の基盤を明らかにし、研究の目的・意義、研究の調査・対象の明確化、分析手法の明確化、結果の分析、研究成果の考察などの一連の過程に沿って研究を進めるよう、主研究指導教員および複数の副研究指導教員による研究指導体制とする。また、研究過程においては研究計画や研究内容を発表する機会を設け、討議等をもとに研究の精度を段階的に高めるよう指導する。

(2) 履修指導

学生への履修指導は、以下の体制で行うこととする。

- ・学生の領域の選択は、事前相談を踏まえ受験時までに行うこととし、入試選抜での専門科目は、自身の領域について受験する。入学後の履修指導は、主に学生が専攻した領域の研究指導教員及び副研究指導教員が個別に指導する。

- ・学生が学修計画を立てることができるよう、シラバスを作成し、授業概要、授業到達目標、授業内容、事前事後学修、評価方法、テキスト・参考図書等を提示し、これに基づき計画的に学修を進めることができるよう、指導・助言を行う。
- ・研究指導教員は、個々の学生の学修進捗や課題意識、研究テーマに配慮し、学生の教育・研究に必要となる科目の履修の指導・助言を行う。

【資料 13 履修モデル】

【資料 14 授業時間割表】

(3) 研究指導

【修士論文の研究指導】

(1 年次)

1) 研究指導教員の決定と履修指導

入学希望者は、入試選抜前に希望する分野の研究指導教員との面談により専攻分野の教育・研究内容の説明を受ける。また、面談では、予定している研究課題の確認を行う。入学後に再度、学生は希望する研究テーマ及び研究指導教員を申請し、これを受け研究科委員会は、学生の研究課題に基づき、4月の早期に主研究指導教員を決定する。

学生の研究指導は、学生1人につき主研究指導教員1人とし、加えて複数の副研究指導教員が担当する。そのため、主研究指導教員は、学生の研究テーマ及び研究デザインに適合した指導のできる副研究指導教員を選出し、4月の研究科委員会にて決定する。決定後、学生は所定の様式に各研究指導教員の署名捺印をもらい、教学部教務課に提出する。

主研究指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、正規の年限内に学生が修了できるように責任を持つ。副研究指導教員は主研究指導教員と協力して①学生の研究指導または研究指導教員の補助を行う、②主研究指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成について意見を述べ、学生の研究と論文に客観性と妥当性を付与するなどの指導を行う。

2) 共通・専門・研究科目の履修

「看護学研究方法特論」や「看護倫理学特論」等の共通科目、自身が選択する領域の専門科目を履修し、各自の研究課題の明確化に向けた作業を行う。

3) 研究計画書作成

主・副研究指導教員は学生の看護問題の発見（気づきと認知）から、問題の現象の一般化を行い、問題に関する情報の収集・批判的検討を行い、研究目的を明確にし、

研究課題に沿った研究方法を検討し、研究計画書（案）の作成指導を行う。

4) 研究計画発表会

研究計画書（案）の発表会を10月に行う。発表会では、主・副研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、研究計画書を修正する。

研究計画書には、学籍番号、氏名、指導教員、領域名を記載する。研究計画書の内容は研究課題、研究背景（文献レビューを含む）、研究の意義、研究目的、研究方法（対象、研究方法、倫理的配慮、利益相反および引用文献等）の順に整理する。

5) 研究倫理審査申請

学生は1年次3月を目途に、研究計画書を本学研究倫理委員会規程に基づいて、研究倫理審査申請を行う。審査の承認を受けた後、必要に応じ研究対象施設・組織での研究倫理審査を受ける。必要な全ての倫理審査機関の承認を受けた後、研究計画書に沿って研究活動を開始する。研究倫理委員会の審査結果に基づき、研究倫理審査結果通知が発行された研究計画について、研究倫理審査結果通知書の複写を教学部教務課に提出する。

(2年次)

1) 研究計画に基づく研究活動の実施

研究倫理委員会の許可を受けた後、研究活動を実施する。学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、主・副研究指導教員の助言・指導を受けながら研究計画通り進捗するよう努力し、中間発表会に備える。

2) 中間発表会

学生は研究の進捗状況を中間発表会（9月）で報告する。中間発表会において、主・副指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受け、学生は主・副研究指導教員の指導のもと、研究活動を進め、修士学位論文を作成する。

3) 修士学位論文審査申請

修士論文提出は1月に関係書類を揃えて提出する。関係書類は、ア) 修士論文審査願1部、イ) 修士論文5部（原本、主査1、副査2、閲覧用）、ウ) 論文要旨（2,000字以内）5部（原本、主査1、副査2、閲覧用）、エ) 単位修得証明書3部（論文審査の主査1、副査2）とする。

4) 修士学位論文審査会の設置

研究科委員会は学生の修士学位論文審査申請に基づき、1月に修士学位論文審査会を設置し、研究分野等から最も適切と考えられる審査委員である主査・副査を決定す

る。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除く本研究科研究指導教員3人（主査1人、副査2人）とする。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学あるいは専門機関の研究者1人を審査委員に追加することができる。

5) 修士学位論文審査

学生は1月に審査会にて審査委員らによる口頭試問を受ける。審査委員は修士論文審査結果を研究科委員会に報告する。

学生は、審査会にて審査委員より助言・指導を受けて、必要に応じて論文を修正し、発表会に向けた準備を進める。

6) 修士学位論文発表会

修士論文発表会を2月に実施する。発表会では、主・副査以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、修士学位論文を修正し、提出する。

最終試験として申請者は審査会において、審査委員らによる口頭試問を受ける。審査委員は、修士学位論文及び最終試験の審査結果を研究科委員会に報告する。

7) 合否判定

合否判定は、研究科委員会において「修士学位論文審査会」の主査より報告を受けて、研究科委員会構成員による可否投票により、出席者の3分の2以上の「可」票をもって合格判定とする（兵庫大学大学院研究科委員会規則第4条第1項）。

8) 修士学位論文の製本・提出

修士論文審査および最終試験に合格した学生は、学位論文作成要領に基づいて修士学位論文3部を作成し、教学部教務課に提出する。提出期限は3月の定める日とする。

【博士論文の研究指導】

（1年次）

1) 研究指導教員の決定と履修指導

入学希望者は、入試選抜前に希望する分野の研究指導教員との面談により専攻分野の教育・研究内容の説明を受ける。また、面談では、予定している研究課題の確認を行う。入学後に再度、学生は希望する研究テーマ及び研究指導教員を申請し、これを受け研究科委員会は、学生の研究課題に基づき、4月の早期に主研究指導教員を決定する。

学生の研究指導は学生1人につき主研究指導教員1人とし、加えて複数の副研究指導教員が担当する。そのため、主研究指導教員は、学生の研究テーマ及び研究デザインに適合した指導のできる副研究指導教員を選出し、4月の研究科委員会にて決定す

る。決定後、学生は所定の様式に各研究指導教員の署名捺印をもらい、教学部教務課に提出する。

主研究指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、正規の年限内に学生が修了できるように責任を持つ。副研究指導教員は主研究指導教員と協力して①学生の研究指導または研究指導教員の補助を行う、②主研究指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成について意見を述べ、学生の研究と論文に客観性と妥当性を付与するなどの指導を行う。

2) 研究課題の設定と研究計画書の作成

研究指導教員は学生の①看護問題の発見（気づきと認知）から、②問題の現象を予測し理論化、モデル化（一般化、定式化）、③問題の程度の定量化、④文献・情報の収集・批判的検討、⑤利害関係者の特定、⑥対策案・優先順位の決定、⑦研究計画書（案）の作成過程を指導する。学生は、教員の指導のもと、研究課題の焦点化と研究計画書を作成する。

3) 研究計画発表会

1月に作成した研究計画書（案）について研究計画発表会で発表する。研究計画発表会では、主・副研究指導教員以外の教員から指摘・助言、指導を受ける。学生は、指摘・助言・指導を受けて、研究計画書を修正する。

4) 研究計画審査

修正した研究計画書は、主研究指導教員の承認を受けたうえで、研究計画審査を受けるために2月に研究科委員会に提出する。研究科委員会は、研究計画審査会を設置し、研究計画書の審査委員を3人選出する。学生は研究計画審査会において、研究計画審査委員らによる口頭試問を受ける。審査委員は「博士論文審査基準」をもとに研究計画審査を行い、審査委員は審査結果を研究科委員会に報告する。

研究計画書の内容は、学籍番号、氏名、指導教員、領域名、研究課題、研究背景（文献レビューを含む）、研究の意義、研究目的、研究対象、研究方法、分析方法、倫理的配慮、利益相反などを含む。

5) 博士論文研究倫理審査

学生は1年次3月を目途に、研究計画書を本学研究倫理委員会規程に基づいて、研究倫理審査申請を行う。審査の承認を受けた後、必要に応じ研究対象施設・組織での研究倫理審査を受ける。必要な全ての倫理審査機関の承認を受けた後、研究計画書に沿って研究活動を開始する。研究倫理委員会の審査結果に基づき、研究倫理審査結果通知が発行された研究計画について、研究倫理審査結果通知書の複写を教学部教務課

に提出する。

(2年次)

1) 研究計画に基づく研究活動

本学研究倫理委員会の審査で承認を得られた後、研究計画を進める。学生は研究計画書に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を行う。この間、研究指導教員は、研究の遂行に関して指導・助言を行う。

学生は、研究指導教員の継続的な指導を受けながら、研究計画通り進捗するよう研究活動に努め、中間発表会に備える。

2) 中間発表会

中間発表会を1月に実施する。中間発表会では、研究指導教員以外の教員から、指摘、助言、指導を受ける。学生は、指摘・助言・指導を受けて、研究指導教員と共に研究活動を精査する。

研究指導教員は論文作成を指導すると共に、国際学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。

(3年次)

1) 研究計画に基づく研究活動

学生は研究計画に基づき、研究指導教員の継続的な助言・指導を受けながら博士学位論文を作成する。同時に、国際学会での発表及び学術誌（査読付）への投稿を進める。

2) 博士学位論文予備審査申請

学生は、9月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。研究科委員会及び教務部教務課は、学生からの博士論文予備審査申請書に基づいて、予備審査申請条件である①科目と単位の修了要件（16単位）が充足見込みであること、②研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ていること、③国際学会での発表をしていることを確認する。

3) 博士学位論文予備審査会の開催

申請された博士学位論文予備審査申請書に基づいて、博士学位論文予備審査を行う。研究会委員会は、9月に博士学位論文予備審査会を設置し、審査委員を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除く本研究科研究指導教員3人（主査1人、副査2人）とする。

予備審査は非公開とする。提出された申請内容が予備審査申請条件を満たしていることを確認し、博士論文の完成度を精査する。審査の過程で学生は、予備審査会にお

いて審査委員らによる口頭試問を受ける。

学生は審査委員らによる助言を受けて、必要に応じ論文を修正・追加し、本審査に向けた準備を行う。

審査委員は博士論文予備審査の審査結果を研究科委員会に報告する。

4) 博士学位論文審査及び最終試験受験申請

予備審査に合格した者は、10月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。

5) 博士学位論文審査会

研究科委員会は、予備審査を経て提出された論文について本審査の対象として受理するか否かを審議する。受理された論文については、10月の研究科委員会にて博士学位論文審査会を設置し、研究分野等から、最も適切と考えられる審査委員である主査・副査を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除いた本研究科研究指導教員3人（主査1人、副査2人）とする。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者あるいは専門機関の研究者1人を追加することができる。

博士学位論文審査会で学生は審査委員らによる口頭試問を受ける。学生は審査委員より助言を受けて、必要に応じて博士学位論文を修正・追加し、発表会（公聴会）及び最終試験に向けた準備を行う。

審査委員は、博士学位論文の審査結果を研究科委員会に報告する。

6) 発表会（公聴会）及び最終試験

2月に発表会（公聴会）及び最終試験を実施する。各学生の発表はプレゼンテーションと質疑応答で構成され、研究科委員会構成員及び看護学研究科学生および関係者等に公開する。発表会（公聴会）に引き続き、口頭試問による最終試験を実施する。最終試験終了後、審査会委員は博士学位論文及び最終試験の審査結果を研究科委員会に報告する。

7) 合否判定

博士（看護学）学位の判定は研究科委員会において博士学位論文審査会の報告に基づき、学位授与について研究科委員会構成員による可否投票によって行う。博士の学位授与の認定には、研究科委員の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上が同意することを必要とする。（兵庫大学大学院研究科委員会規則第4条第1項）。

博士論文は原則として国内外の学術誌に原著で投稿し、学術誌に掲載された論文（副論文）及び国際学会での発表とする。博士論文の審査基準は学術的価値、独創性、一貫性、社会的意義、完成度の確保、看護の発展への貢献を基本条件とし、新規

性、不変性、妥当性、信頼性、有用性、論証性、専門性及び臨床への貢献などの価値を有しているものとする。

なお、博士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了する。

8) 博士論文の公表

本学看護学研究科博士後期課程を修了し、博士（看護学）の学位を授与された者は、昭和28年4月1日文部科学省令第9号の学位規則第8条及び9条の規定に基づき、学位論文を看護学研究科長に提出し、インターネットにより公表する。公表内容は、学位論文要旨（和文及び英文）、論文審査結果の概要（学位授与後3ヶ月以内）、及び学位論文（全文）（原則として学位授与後1年以内）である。研究科長への提出は主指導教員に相談のうえ提出する。ただし、やむを得ない事由により、学位授与後1年以内に学位論文の全文を公開できない場合は、兵庫大学学位規程に基づき、やむを得ない事由が解消した時点で、学位論文の全文を公表しなければならない。

やむを得ない事由にあたる事例とは、著作権保護、個人情報保護に関する内容を含み、学位論文の全文を公開することができない場合や、出版や刊行、二重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請などの事由により、博士論文の全文を公表することで明らかな不利益が生じる場合などをいう。

【資料15 博士前期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表】

【資料16 修士論文審査基準】

【資料17 博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表】

【資料18 博士論文審査基準】

【資料19 兵庫大学学位規程】

【資料20 兵庫大学大学院看護学研究科における研究指導に関する内規】

7) 研究倫理審査

学生は研究を開始する前に、研究倫理委員会の審査を受ける。研究対象者等への尊厳や人権等を守り、社会の理解を得た適切な研究を実施するよう、全て兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会の審査を受け承認された後に研究を開始する。

【資料21 兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程】

(4) 修了要件

〈博士前期課程〉

博士前期課程では、本研究科に2年以上在籍し、共通科目の必修科目6単位、専門科目のうち自身が専攻する特論2単位、特論演習2単位、共通科目の選択科目と自身が専攻する特論、演習以外の科目から14単位以上、特別研究8単位、合計32単位以上を修得するとともに、修士論文の論文審査及び最終試験（口頭試問）に合格することを修了要件とする。（表15）

表15 博士前期課程における修了要件単位

共通科目	専門科目		特別研究	共通科目 専門科目から
	自身が専攻 する特論	自身が専攻す る特論演習		
6単位以上 (必修6単位)	2単位	2単位	8単位 (必修8単位)	14単位以上
修了要件単位			32単位以上	

〈博士後期課程〉

博士後期課程では、本研究科に3年以上在籍し、共通科目の必修科目4単位、専門科目のうち自身が専攻する特別講義2単位、特別講義演習2単位、特別研究8単位、合計16単位以上を修得するとともに、博士論文の学位論文審査および最終試験（口頭試問）に合格することを修了要件とする。（表16）

表16 博士後期課程における修了要件単位

共通科目	専門科目		
	自身が専攻する 特別講義	自身が専攻する 特別講義演習	特別研究
4単位以上 (必修4単位)	2単位	2単位	8単位 (必修8単位)
修了要件単位			16単位以上

(5) 社会人学生への配慮

本研究科の入学生として、①看護師経験を有する社会人、②学部生の卒業後の本研究科への進学等を想定している。特に、勤務を続ける社会人学生は時間的制約が付されることが予想される。そのため、職業を有している、または育児、長期介護等の事情によ

り、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、修業年限を一定期間延長し、教育課程を修了する長期履修制度を設ける。長期履修制度については後述する。履修に関しては、順序性を保ちつつ、学生の現状に沿った指導を行う。

【資料 22 長期履修制度適用の場合の履修モデル】

7 施設、設備等の整備計画

(1) 校地・運動場の整備計画

校地は、93,279 m²で、JR 東加古川駅より北 1.2 kmのところであり、寺田池（ため池）が隣接し、キャンパス全体の約 30%が松林や芝生など多くの緑に囲まれたキャンパスである。キャンパスの中心にある芝生広場（881 m²）や所々に常設のベンチが設置され、学生の憩いの場として活用されている。駅に近く自然環境にも恵まれた落ち着いた雰囲気のキャンパスは、教育研究にふさわしい環境である。

運動場は 9,600 m²で、体育館は 2,286 m²、テニスコートは 4 面を備えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎は兵庫大学・兵庫大学短期大学の全体で 31,059 m²あり、講義室、ゼミ室、コンピュータ室、図書館、健康管理センター等を整備している。各教室等については、大学院、大学の学部学科及び併設の兵庫大学短期大学部で共有している。また、本学には基礎となる学部である看護学部看護学科があり、本学科の施設は主に 17 号館に整備されており、本研究科においても施設、設備を共用する。演習はゼミ室あるいは、研究指導教員の個人研究室を使用するほか、17 号館にある基礎看護実習室、成人老年看護実習室、母性小児看護実習室、地域精神看護実習室、在宅看護実習室を看護学科と共用する。また、17 号館の 1 階には、医療従事者や福祉従事者及び地域の方々に、実践的な医療技術習得の場を提供し、地域の医療・福祉・介護をより安全で質の高いものにするを目的として「地域医療福祉研修センター」を配置しており、本研究科においても使用する。「地域医療福祉研修センター」では、コンピュータで制御できる模擬患者（シミュレータ）を 3 体配しており、病院を再現した「メディカルシミュレーションユニット」と在宅ケア利用者が暮らす居室や、社会福祉施設の入浴室などを再現した「看護・介護研修ユニット」で構成され、病院から在宅への一連の流れを体験することができる。

本研究科は、大学院設置基準第 14 条を適用するため、主に授業は夜間及び土曜日に行うことが多いため、学科との共用は可能である。また、大学院生専用の研究室を、17 号館 2 階に新たに確保し、机、書棚、パソコン、プリンタを整備し、学生が統計処理や論文執筆に集中できる研究環境を整える。大学院生専用の研究室には、博士前期課程 12 席、博士後期

課程 12 席を用意し、収容定員分の席を配置する。なお、17 号館は学内の無線 LAN システムを導入しており、インターネットの活用が可能である。

【資料 23 17 号館大学院生研究室の平面図】

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館は学内外の研究機関と情報ネットワークを介した学術情報を集積・活用するための中軸として機能し、短期大学部との共同施設である。5 号館に設置され、総延べ床面積 1,885 m²を有し、閲覧席数は 270 席を設けている。図書数は 54,553 冊、学術雑誌 2,014 種類、視聴覚資料 6,955 点を整備予定である。

データベースには、看護系雑誌が集録された「CINAHL」、国内の医学関連ジャーナルが配信される「Medical Online」、NLM（米国国立医学図書館）内の NCBI（国立生物科学情報センター）のデータベースで、世界の主要医学系雑誌等に掲載された文献を検索することができる「Pub Med」、医学論文データベースの「医中誌 web」等がある。

図書等については、本研究科に必要な専門図書、学術雑誌及び視聴覚資料を大学院の設置を見据え段階的に拡充を進め、平成 29 年度の看護学部看護学科の改組に当たっては、グローバルにも視野を広げるため、洋書の蔵書数を増やした。今回の研究科設置では、博士前期課程、博士後期課程を同時設置することからも、大学院教育に不可欠な電子ジャーナル及び洋書をはじめ、【資料 22 兵庫大学大学院看護学研究科図書等リスト】で示すように図書等を購入する。

また、他大学図書館等とは、国立情報学研究所の ILL を介して、オンラインで相互に文献複写、現物貸借を行っている。また、兵庫県大学図書館協議会や私立大学阪神地区図書館協議会の加盟館において、閲覧、文献複写、現物貸借も相互に協力体制を組んでいる。

【資料 24 兵庫大学大学院看護学研究科図書等リスト】

8 基礎となる学部及び博士前期課程と博士後期課程との関係

(看護学部)

本研究科の基礎となる学部は、看護学部看護学科である。本研究科は看護学を中心とした教育研究を行うことから、また多くの教員が看護学部と大学院看護学研究科を兼務することから、看護学部、大学院看護学研究科博士前期課程、博士後期課程の 3 課程については、それぞれが独立性を保ちながらも、段階的な修学や一体的な運営が可能となるように、教育課程、教員組織、専門領域等を、連続的に一貫性をもって構築している。

既設の看護学部の看護専門科目においては、科目区分を「基礎看護学」「成人・老年

看護学」「母性・小児看護学」「精神・在宅・公衆衛生看護学」の4つの群及び「看護の統合と実践」と「保健師関連科目」の科目群に分け、「看護の統合と実践」を除く群においてそれぞれ専任教員を配置し、教育研究活動を行っている。ただし、教員の教育研究領域としては、上記の群をより細分化した「基礎看護学」「成人看護学」「老年看護学」「母性看護学」「小児看護学」「精神看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」「国際看護学」の区分で教育研究活動を推進している。

（大学院博士前期課程）

新設する博士前期課程においては、その設置趣旨に沿って、学部における群を領域として発展的に再編成し、「基盤看護学」（「看護教育管理学」「長寿科学看護」の小領域を含む）、「エンドオブライフケア看護学」、「生涯発達看護学」（「成人・老年看護学」「母性・小児看護学」の小領域を含む）、「広域看護学」（「精神看護学」「在宅看護学」「地域看護学」の小領域を含む）の4領域の設定としている。「エンドオブライフケア看護学」は、大学院のみに設定した、本研究科の特色となる領域であり、各専門領域を総合的に横断する性質をもった領域であるが、その他の3つの領域（「基盤看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」）は、看護学部の4つの群からの発展的な科目構成としている。

（大学院博士後期課程）

博士後期課程においては、博士前期課程との連続性を担保するという考え方から、「エンドオブライフケア看護学」、「生涯発達看護学」、「広域看護学」（「在宅看護学」と「地域看護学」の小領域を含む）の3領域を設定し、学部および博士前期課程の科目を統合的に再編している。博士後期課程の教育研究は、専門性を高めながらも、より総合的かつ横断的な教育研究が求められる。本学の特色であり横断的、統合的な領域である「エンドオブライフケア看護学」、ライフサイクルの課題を包括する「生涯発達看護学」、地域の課題を全て含む「広域看護学」の3領域に区分した。

教員および学生は専門とする各看護分野を有しているが、専門分野を追究するとともに、専門性のみには捉われないことと広い視野と学識の追究をも行うことがそれぞれの専門看護の発展に資すると考える。大学院の運営においても、領域を超えた協力・連携を図っていく。

学部及び博士前期課程、博士後期課程の各領域への教員の配置は、教員の研究領域に対応しており、いずれの領域も各課程での独立性を維持しつつ、学部と大学院との一体的な運営を行い、領域間の連携をとっていく。（表 17）

表 17 看護学部・博士前期課程・博士後期課程の領域設定

博士後期課程	—	エンドオブライフ ケア看護学領域	生涯発達看護学領域	広域看護学領域 (在宅看護学・ 地域看護学)
博士前期課程	基盤看護学領域 (看護教育・管理学 長寿科学看護)	エンドオブライフ ケア看護学領域	生涯発達看護学領域 (成人・老年看護学・ 母性・小児看護学)	広域看護学領域 (精神看護学 在宅看護学 地域看護学)
看護学部	基礎看護学領域 (基礎看護学 看護教育学 看護管理学)	成人・老年看護学 領域 (成人看護学 老年看護学)	母性・小児看護学 領域 (母性看護学 小児看護学)	精神・在宅・公衆 衛生看護学領域 (精神看護学 在宅看護学 公衆衛生看護学)

【資料 25 看護学部及び看護学研究科との領域の関係図】

9 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

本研究科の目的を踏まえ、以下のとおり入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を定める。

<博士前期課程>

- 1 高い倫理観を基盤に、自らの看護の力について語れる人
- 2 看護実践で生じるさまざまな現象や課題を見極め、看護の質の向上に寄与したい人
- 3 看護あるいは保健医療・福祉・教育における新たな問題を自主的に解決したい人
- 4 実践に根ざした研究課題に取り組むために必要な研究方法を学びたい人

<博士後期課程>

- 1 人の尊厳を尊重し、高い倫理観の基で社会に貢献する意志と使命感を有する人
- 2 専門分野に精通した知識と柔軟な発想を持つ人
- 3 看護実践力を基盤として、看護を取り巻く環境で生じる現象を見極め、教育と研究を推進することができる人
- 4 生活者の視点と国際的な視野を合わせもち、看護の発展を目指す人
- 5 看護学の発展につながる研究力・教育力及び革新する力を高めることへの強い意志がある人

(2) 選考方法等

<博士前期課程>

1) 出願資格

次の号のいずれかに該当する者、又は平成 32 年 3 月までに該当する見込みの者。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者（注）
- ③ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされる者に限る。）であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者で、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- ⑨ 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成 32 年 3 月までに 22 歳に達する者
- ⑩ 大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者

(注) 出願資格②に該当する見込みの者とは、次のとおりとする。

- ア) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請受理証明書を提出できる者
- イ) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めている要件を満たすものとして認定を受けている専攻科に在籍する者で、当該専攻科の修了が見込まれること及び当該者が学士の学位の授与を申請する予定であることを当該専攻科の置かれる短期大学長又は高等専門学校長が証明できる者

2) 選抜試験

筆記試験：英語、専門科目

面接試験：専門分野の口頭試問等

<博士後期課程>

1) 出願資格

次のいずれかに該当する者又は平成32年3月までに該当する見込みの者。

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者、又は平成32年3月に取得見込みの者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 外国の学校、④の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、平成32年3月までに24歳に達する者

2) 選抜試験

筆記試験：英語

口述試験：研究計画等

(3) 出願資格審査

上記(2)選考方法等において、当該課程への出願資格を満たす学力の有無について、個別に判断が必要な場合は、出願資格審査を出願前に行うこととする。出願資格審査に先立ち、必ず志望する専攻分野の研究指導予定教員と面談し、入学後の研究・教育（履修内容等）について事前に相談を必要とする。

審査では、博士前期課程又は博士後期課程の出願資格と同等の学力を有することを個別に判断するため、①研究業績（学会発表、論文発表等）、②社会における看護に関する活動経験を基準とし、志望理由と併せて総合的に判断する。

(4) 入学定員

入学定員は以下のとおりとする。

<博士前期課程>

6人

<博士後期課程>

4人

(5) 社会人、障害を有する人への対応

<社会人>

本研究科は、主に勤務を続ける社会人を想定しているため、社会人枠は設定しない。入学者選抜にあたっては、実務経験を重視し、選抜試験により総合的に判断する。

<障害を有する人>

受験上及び修学上特別な配慮の必要性を鑑み、出願前に事前相談書、医師の診断書、障害者手帳の写し（交付されている場合のみ）の提出を求め、個別に対応する。

10 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 修業年限

本研究科は、高度な専門的技能を持つ高度看護専門職者、質の高い看護実践を支える教育者および、臨床での健康課題を問題提起できる研究者を育成することを目的とする。その対象となる学生は、①看護師経験を有する社会人、②学部を卒業後、大学院へ進学する学生を想定している。さまざまな経験を持ち、異なる立場の学生が集うことは多様性を育むことにも繋がり、特に①看護師経験を有する社会人においては、その多くは病院等の第一線において看護職として活躍しながら、看護学研究を行う者である。

このような学生に対応するためには、大学院設置基準第14条による教育方法を実施する必要があるため、本研究科において長期履修制度を設けることとする。

長期履修制度における博士前期課程の修業年限は3年、博士後期課程の修業年限は4年とする。

(2) 履修指導及び研究指導の体制

履修指導、研究指導を学生個々の状況に合わせて実施する。特に、博士前期課程の学生においては、教育効果を高め、計画的に研究活動等を行えるよう履修の順序等についても配慮し指導を行うこととする。

【資料26 兵庫大学大学院長期履修規程】

(3) 授業の実施方法

授業は平日の夜間及び土曜日を中心に開講する。平日は主に6時限、7時限に授業を配置し、土曜日は1時限から7時限を原則として授業を配置し、必要に応じて集中授業

を実施する。各授業の開講時間は〔表 18 時間割配置〕のとおりとする。

表 18 時間割配置

時限		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1 時限	9:00-10:30						○
2 時限	10:40-12:10						○
3 時限	13:00-14:30						○
4 時限	14:40-16:10						○
5 時限	16:20-17:50						○
6 時限	18:00-19:30	○	○	○	○	○	○
7 時限	19:40-21:10	○	○	○	○	○	○

授業の履修に当たって、職に就いている者については勤務体制の配慮等の職場の協力を得るよう、入学前の面談において指導を行う。

（４）教員の負担の程度

特定の教員に過度な負担とならないよう、担当コマ数の平準化に配慮する。また、本研究科は平日の夜間及び土曜日を中心に授業を設定するため、夜間に授業を担当する場合は、学士課程の担当授業科目の時間割を調整する等勤務時間を考慮し、博士前期課程及び博士後期課程の担当教員の負担を軽減する。

（５）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮

図書館は授業時間に合わせ、平日 20 時まで、土曜日は 16 時まで開放している。学生対応を適切に行えるよう、図書館司書などの必要な職員を配置する。図書館 1 階には課題解決型学修が可能なラーニングコモンズを設置しており、グループワークエリアやパソコンエリア等を設けており、学修形態に合わせて多様な能動的学修を一体的に行うことができる。また、情報処理のための施設として、2 号館 3 階にコンピュータ室を 4 室配置しており、学生は自由に使用することができるほか、大学院生専用の研究室には、パソコン及びプリンタを配備し、授業時間以外にも研究活動が行えるよう配慮する。

（６）入学者選抜の概要

博士前期課程、博士後期課程ともに入学試験を実施する。

（７）必要とされる分野であること

本学が入学を想定している近隣病院及び施設の看護職者及び看護系大学教員に入学意向アンケートを行ったところ、最終学歴が修士課程修了または在籍中と回答した 24 人のうち、博士後期課程への進学希望者は 16 人（66.7%）であった。そのうち 8 人（回

答者の50.0%、調査対象者493人の1.6%)から、「合格した場合、入学したい」の回答を得た。博士後期課程で受講したい専門分野を質問したところ、「エンドオブライフケア看護学」が5人(31.3%)、「生涯発達看護学」が5人(31.3%)、「広域看護学(在宅看護学、地域看護学)」が6人(37.5%)となり、各領域とも偏りなく専攻を希望する者が存在した。

また、地域ニーズを把握するため、病院及び施設等に実施した採用意向アンケートにおいては、6事業所(回答77事業所の7.8%)が「(兵庫大学大学院看護学研究科博士後期課程が養成する人材は)社会的にとっても必要だと思う」、52事業所(67.5%)が「必要だと思う」との回答となり、合計58事業所(75.3%)から「必要」との回答を得た。兵庫大学大学院看護学研究科博士後期課程の修了者の採用意向については、6事業所(回答77事業所の7.8%)から「修了予定者を採用したい」、10事業所(13.0%)から「修了予定者の採用を検討したい」の回答を得た。上記の回答事業所に対して採用可能人数を質問したところ、「採用したい」と回答した6事業所の採用可能人数の合計が11人、「採用を検討したい」と回答した10事業所の採用可能人数の合計が12人となり、両者を合わせ、16事業所から23人の採用可能人数との結果となり、博士後期課程の入学定員である4人を超える採用意向の回答を得た。

アンケート結果から、看護職者が勤務しながらキャリアアップを図ることを希望していることが伺われ、また病院、事業所等においては、本研究科の博士後期課程において養成する人材が必要であると考えていることから、これらに対応するため、博士後期課程を設置し、大学院第14条特例に基づく教育方法を活用した履修が必要である。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

博士後期課程においては、博士前期課程の教育・研究プログラムを発展させ、看護の専門職として、卓越した専門的知識と包括的な分析能力や研究能力をもって、看護の課題や健康問題を解決に導き、看護の新たな研究領域を開発し、看護学の発展に寄与することができる人材の養成をめざす。そのために、博士後期課程の研究指導を行うことができる十分な業績を有する教員を配置する。本学では、本研究科のみ担当する教員は2人とするが、看護の教育研究の連続性から、学部、博士前期課程、博士後期課程を兼務する教員を配置する。夜間開講により兼務する教員の負担が過重となる場合は、学部教育の担当の軽減等の措置を行う。

11 管理運営

(1) 大学運営会議

大学全体の基本的事項に関する審議機関として、学長、副学長、学長補佐、研究科長、学部長、機構長、事務局長、各部・室長、附置機関の長等を構成員とする大学運営会議

を設置し、原則、毎月 2 回開催している。

なお、大学運営会議では、次に掲げる事項に係るものについて審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画のうち、教育・管理運営に関する事項
- (2) 規則等の制定・改廃に関する事項
- (3) 組織（研究科の改組を含む）の設置・管理運営に関する事項
- (4) 施設・設備の設置・廃止に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程編成の方針に関する事項
- (7) 学生に対する援助に関する事項
- (8) 学生の入退学や学位授与等の方針に関する事項
- (9) 教育・研究面での自己評価に関する事項
- (10) 研究科等、各種委員会、その他学内諸機関の連絡・調整に関する事項
- (11) 予算の編成方針に関する事項
- (12) その他大学における重要事項

【資料 27 兵庫大学等大学運営会議規程】

(2) 研究科委員会

研究科の重要な事項を審議するため、研究科委員会を置き、研究科長が議長を務め、原則、毎月 1 回定例で開催する。本研究科委員会は、研究科長及び特別研究（論文指導）を担当する教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、研究科の授業を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

研究科委員会では、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成
- (4) 教員の研究業績の審査
- (5) その他教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

【資料 28 兵庫大学大学院研究科委員会規則】

(3) 研究倫理委員会

本学の教育職員及び学生が行おうとする人を対象とする研究に係る研究計画及び研究成果の公表について、一般的に妥当と認められる倫理的規範の他、「ヘルシンキ宣言」等の基準に基づいて審査を行う。

12 自己点検・評価

本学における自己点検・評価への取り組みは、大学創設後 2 年を経過した平成 9 年度に「研究年鑑」を発行することから開始した。この「研究年鑑」は全専任教員を対象として、前年度の教育研究業績及び社会活動の業績等をまとめ、平成 18 年度まで毎年発行していた。平成 19 年度以降は Web で研究業績等が管理できる「研究業績プロ」を導入している。このことにより、教員相互において、各人が自己の教育研究業績及び社会活動の業績等の点検・評価を行なう上で大きく貢献している。

平成 13 年 4 月からは、併設校である兵庫大学短期大学部と合同の「兵庫大学・兵庫大学短期大学部自己点検実施委員会」を発足させた。ここでは、本学と短期大学部全体の自己点検・評価についての項目及び実施体制等について検討を進め、まず平成 13 年 12 月から平成 14 年 1 月にかけて「学生による授業改善に関するアンケート」を実施した。同アンケートの集計結果はホームページにおいて、学生及び教職員に公表した。平成 17 年度からは、さらにアンケート項目を拡張し、兼任教員を含む全教員、全授業科目について、「学生による授業評価」を実施している。

一方、平成 16 年 4 月には、本学の教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら自己点検を行なうため、同一キャンパスにある本学と兵庫大学短期大学部合同の「第三者評価委員会」を設置した。同委員会は各学部、部局、図書館及び各附置機関の長を構成員としている。同年 10 月には、全教職員に対し、認証評価制度が導入された背景やその意義及び今後の本学での取り組み方等について説明会を開催し、認証評価制度に関する対応について周知徹底をはかった。そして、前記の「第三者評価委員会」の委員会名称を平成 17 年 4 月から「自己点検実施委員会」に改め、自己点検・評価体制をさらに充実させた。その上で、平成 21 年度に「財団法人日本高等教育機構」による認証評価を受け、平成 22 年 3 月 24 日付で「認定」の評価を得た。

その後、自己点検・評価報告に関する全学的規模の実施体制を整え、本学の教育研究等活動を「自己点検・評価報告書」として毎年作成している。

平成 28 年 11 月には、「財団法人日本高等教育評価機構」による認証評価を受審し、「認定」の評価を得た。今後も、引き続き、本学の現状と課題を整理し、今後の本学における教育研究活動等の改善に資するため、自己点検評価を実施する。

なお、認証評価結果については、公式サイトに公開している。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_ninsho.html

13 情報の公表

本学は、教育研究活動等に際し、次のとおり情報を公表している。

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

大学の教育研究上の目的に関する事項については、学生便覧、Web サイトにて情報を公表し学生・教職員はもちろんのこと、広く学外にも情報を公表している。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/1-1.pdf

2) 教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科構成、学内委員会組織、事務組織など教育研究上における基本組織に関する事項については、学生便覧への記述はもちろんのこと、本学 Web サイトにて情報を公表し、学生・教職員、並びに広く学外に情報を公表している。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/2-1.pdf

3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織、教員数、各教員の保有学位及び研究業績については本学 Web サイトにて情報を公表し、学生・教職員、並びに広く学外に情報を公表している。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/3-1.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/3-2.pdf

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/teacher/>

<http://gyouseki.hyogo-dai.ac.jp/hgdhp/KgApp>

4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職の状況に関すること

入学者に関する受入方針については入試要項、並びに本学 Web サイトにて広く情報を公表している。入学者数、収容定員、在学学生数、卒業生数、進学者数及び就職者数等についても同様に、本学 Web サイトにて情報を公表している。

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html>

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/4-1.pdf

5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

授業科目、授業の方法及び内容については、学生便覧への記述はもちろんのこと、本学 Web サイトにて情報を公表し、学生・教職員、並びに広く学外に情報を公表している。年間の授業計画に関する事項については、本学 Web サイトにて情報を公表している。

https://kyougaku.hyogo-dai.ac.jp/ext_syllabus/

6) 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準については、学生便覧への記述はもちろんのこと、本学 Web サイトにて情報を公表し、学生・教職員、並びに

広く学外に情報を公表している。また、履修ガイダンス等にて周知徹底させている。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/6-1.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/6-2.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/6-3.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/6-4.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/6-5.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/6-6.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/6-7.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/6-8.pdf

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地・校舎等の施設や設備の整備環境については本学 Web サイト、大学案内、学生便覧にて情報を公表し、学生が学ぶ教育研究環境について情報を公表している。

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/access.html>

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/campus/map/index.html>

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/7-1.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/7-2.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/7-3.pdf

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/campus/club.php>

http://www.hyogo-dai.ac.jp/club_houkoku.php

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/campus/news/club/>

8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学検定料など大学が徴収する費用に関する事項については、学生便覧、入試要項、及び本学 Web サイトに情報を公表している。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/8-1.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/d_pdf_30/8-2.pdf

9) 大学が行う学生の修学、進路及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の修学、進路及び心身の健康等に係る支援に関する事項については学生便覧及び本学 Web サイトにて情報を公表している。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/career_top/

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/career/shingaku.html>

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/kankyo/kenkou_kanri.html

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/campus/syogakukin.html>

10) その他

①教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

学部・学科の教育理念・教育目標、並びに学生が修得すべき知識・能力等に関する事項については、シラバスにて情報を公表している。併せて、本学 Web サイトにおいても同様の内容を公表し、本学の教育目的・目標、養成すべき人材像等を広く情報を公表している。

<http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html>

②学則等各種規程

学則については学生便覧及び本学 Web サイトにおいて掲載している。また、学位規程、履修規程、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生規程、学生会規約など学生の教育並びに学生生活等に関連した事項も学生便覧に掲載し情報を公表している。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/gakusoku_daigakuin_30.pdf

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/gakusoku_daigaku_30.pdf

③設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等

ア) 設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書については、現在、本学公式サイトで情報を公開すべく、検討を進めているところである。今回提出する設置認可申請書については、文部科学省へのリンク、並びに本学公式サイトで情報を公表する予定である。

イ) 自己点検・評価、報告書、認証評価の結果等

自己点検・評価に関する事項については、大学全体の年間活動の総括として「自己点検・評価報告書」を作成し、本学公式サイトにおいて公表している。認証評価結果については評価結果をまとめたものをファイリングし、学内にて閲覧可能な状態としている。

http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_index.html

14 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、FD 活動の一環として、平成 13 年 12 月から「学生による授業改善に関するアンケート」を大学・短期大学部の全学部・全学科で実施して以来、改善を重ねながら、継続して実施している。平成 17 年度からは、これまでの「自己点検実施委員会」から分離して、「FD・授業評価実施委員会」(のちに「授業改善アンケート実施委員会」)を設置し、全教員、全科目について授業改善アンケートを実施した。平成 21 年には教員相互の公開授業も行う「FD 委員会」と統廃合し、授業改善アンケートを実施することで、授業の改善・水

準向上策の一翼を担っている。

また、平成 22 年度からは、新規採用教職員を対象とした「新任教員研修」を開催している。これは、本学の新任教職員を対象として「建学の精神」、「教育研究方針」、「中・長期計画」等の説明を行い、本学の特長等を理解し、本学の雰囲気馴染み職務を円滑に遂行できるよう支援することを目的に開催している。

FD 活動においては、FD・SD オフィスを中心として、「FD・SD 研修会」を開催し、学修成果の可視化をテーマとして、学外の有識者を招き講演会を行っている。本研修会は全教職員が出席することとしており、教職協働による教育改革に向け取り組みを行っている。また、「教職員カフェ」を定期的に開催し、自身の教育研究活動等の発表等により、教員間での相互理解や共同研究等の研究活動の活性化を図っている。また、PBL などの教育手法や、教育の質向上を目指した教育研究活動に関し、テーマを設定して教職員でワークショップを行い、教員相互の情報共有を行うなどの活動を行っている。加えて、平成 27 年 4 月より、高等教育に関する基礎的・実践的研究、開発を行うことを目的に高等教育研究センターを設置した。本センターでは、高等教育における国内外の動向や変遷等についての講演会を年 2 回、教育研究の質保証に関する研究会を年 4 回実施している。

一方、SD 活動として、平成 6 年より管理職を対象とした事務職員研修を開始した。平成 8 年からは、毎年全ての一般職員を対象とした事務職員研修を実施し、毎回テーマを定め、グループディスカッション等を行うことで、職員間の連帯を高める取り組みを行なってきた。

このような中、教員と職員の垣根を越え教職協働の取り組みを積極的に展開するため、平成 28 年度に従来の「FD 委員会」を「FD・SD 推進委員会」に改め、教育の質向上を図るための活動を行なっている。また、高等教育研究センターにおいても、定期的に公開講演会を開催し、高等教育に係る世界的な動きや日本の現状等を学ぶ機会を設けている。

さらに本研究科においては、以上の活動に加え、看護学研究科の研究力及び研究指導力の深化を図るため、今後取り組むべき課題点を共有、意見交換を行うことにより、教員の資質向上を目指す。

全学的な「FD・SD 推進委員会」に加え、教育・研究の質向上を目指し、看護学研究科では、「兵庫大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」を組織し展開することで、教員の研究活動及び研究指導能力の維持向上とともに、大学院研究科組織としての資質維持向上に努める。

加えて、看護学研究科では、基礎となる学部である看護学部と共に、以下の取り組みを行い、学部と博士前期課程、博士前期課程と博士後期課程へと発展的に教育・研究が展開できるよう勤しむ。

- ①研究科委員会において、学生に係る研究や指導等を教員間で情報共有し、組織としての教育・研究能力を高めるよう努め、学生への教育・研究指導を行う。
- ②シミュレーターを活用した教育、研究指導等、教育効果を高めるための手法等について

て、定期的に教員の研修を実施する。

- ③本研究科の教員は、基礎となる学部である看護学部看護学科の教育も担当する。よって、学部におけるFDと連動し、必要なFD活動を展開する。

【資料 29 兵庫大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程】